

令和3年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期16日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月7日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第3号から諮問第3号までの24議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月8日	火	休 会	○ 議事整理
6月9日	水	休 会	○ 議事整理
6月10日	木	休 会	○ 議事整理
6月11日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 報告第4号から報告第9号までの質疑 ○ 承認第8号及び承認第9号の質疑・討論・採決 ○ 議案第40号から議案第51号までの質疑・委員会付託 ○ 諮問第1号から諮問第3号までの質疑 ○ 同意第3号を追加上程・提案理由説明・質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月12日	土	休 会	○ 市の休日
6月13日	日	休 会	○ 市の休日
6月14日	月	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
6月15日	火	休 会	○ 議事整理
6月16日	水	本会議	○ 一般質問（豊田、福永） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月17日	木	本会議	○ 一般質問（五嶋、中山、山森） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月18日	金	本会議	○ 一般質問（三角、溝見、入江） <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>

6月19日	土	休 会	○ 市の休日
6月20日	日	休 会	○ 市の休日
6月21日	月	休 会	○ 議事整理
6月22日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第40号から議案第51号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第52号を追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 同意第3号から諮問第3号までの討論・採決 ○ 発議第1号及び発議第2号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

6月7日 (月)

令和3年第2回宇城市議会定例会（第1号）

令和3年6月7日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第3号 | 専決処分の報告について（専決第10号） |
| 日程第5 | 報告第4号 | 令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第5号 | 令和2年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第6号 | 令和2年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第7号 | 令和2年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第9 | 報告第8号 | 令和2年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 報告第9号 | 令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第11 | 承認第8号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号）） |
| 日程第12 | 承認第9号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号）） |
| 日程第13 | 議案第40号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第41号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第42号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第43号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第44号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第45号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制 |

定について

- 日程第19 議案第46号 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第47号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第48号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第49号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第50号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第51号 和解の成立について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）
- 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）
- 日程第27 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）
- 日程第28 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 2番 永木 誠 君 | 3番 山 森 悦 嗣 君 |
| 4番 三 角 隆 史 君 | 5番 坂 下 勲 君 |
| 6番 高 橋 佳 大 君 | 7番 高 本 敬 義 君 |
| 8番 大 村 悟 君 | 9番 福 永 貴 充 君 |
| 10番 溝 見 友 一 君 | 11番 園 田 幸 雄 君 |
| 12番 五 嶋 映 司 君 | 13番 福 田 良 二 君 |
| 14番 河 野 正 明 君 | 15番 渡 邊 裕 生 君 |
| 16番 河 野 一 郎 君 | 17番 長 谷 誠 一 君 |
| 18番 入 江 学 君 | 19番 豊 田 紀代美 君 |
| 20番 中 山 弘 幸 君 | 21番 石 川 洋 一 君 |
| 22番 岡 本 泰 章 君 | |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 桑田祥一君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
企画部長	西岡澄浩君	市民環境部長	杉浦正秀君
健康福祉部長	岩井智君	経済部長	黒崎達也君
土木部長	梅本正直君	教育部長	豊住章君
総務部次長	元田智士君	企画部次長	坂本優子君
市民環境部次長	森下功治君	健康福祉部次長	植野修君
経済部次長	浦田敬介君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	井住寿宏君	三角支所長	梅田徳久君
不知火支所長	岩竹泰治君	小川支所長	木下義明君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂井明人君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	井澤ふさ子君
監査委員事務局長	松川弘幸君	農業委員会事務局長	白木太実男君
財政課長	米田年宏君		

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（園田幸雄君） ただいまから、令和3年第2回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（園田幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、14番、河野
正明君及び15番、渡邊裕生君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（園田幸雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日6月7日から6月22日までの16日間
にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日
までの16日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（園田幸雄君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますように、まず1ページから
6ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告に
ついて、令和3年2月分から令和3年4月分までが提出されております。
主な公式行事については、7ページのとおりです。
次に、陳情書等について申し上げます。去る5月27日の第5回議会運営委員会
において、机上配布と決定しました1件の要望等につきましては、皆様のお手元に
配布のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、豊野町の過疎地域とみなされる区域への追加について報告します。令
和3年4月1日、旧過疎法に代わる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置
法が施行されました。これにより宇城市では、旧三角町地域に加えて旧豊野町の地
域が過疎地域とみなされる区域として追加されております。

新法では、過疎地域の自立に向けて、従来の施策に加え、新たに移住・定住の促進や人材育成、情報化、再生可能エネルギーの利用推進等が支援の対象になっております。三角町・豊野町地域が持続的に発展していくための今後5年間（令和7年度まで）の事業計画について、今年9月までに過疎地域持続的発展計画としてまとめ、議会にお諮りする予定です。

次に、市内における新型コロナウイルス感染症の動向について報告します。市内において、本日までに感染が確認された件数は、累計149件であり、先週と比べて1件の増加となっております。徐々に新規感染者数が落ち着きを取り戻しているこの状況は、まん延防止等重点措置の適用をはじめとする各種対策と、市民の皆様や事業者の皆様の御協力のたまものであり、感謝を申し上げる次第です。今後も引き続き、国県と連携したコロナ対策を継続してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に関する状況について報告します。現在、高齢者施設入所以外の65歳以上の高齢者について、10歳ごとまたは5歳ごとに細分化し、順次接種券を送付しております。5月11日からは、下益城郡医師会と宇土地区医師会の御協力の下、各医療機関での個別接種と防災拠点センターなどを会場とする集団接種の併用形式でのワクチン接種が開始されております。

接種券の発送状況ですが、今週には65歳から70歳の方に接種券を発送予定であり、今後は基礎疾患のある方、65歳以下の方へと順次発送を行う予定です。接種券発送の一方で、接種予約を行うためのコールセンターへの電話、インターネット予約システムへのアクセスが集中することによる不通となる状況が発生しております。これを改善するため、6月1日から予約受付体制を拡充しております。具体的には、10人だったコールセンターの人員体制を平日は20人に増員し、さらに各支所及び保健福祉センターの計5か所に、対面式で職員を配置し、ヘルプデスクとして予約の相談を行っております。

本市では、国が示すワクチンの供給日や供給量を基に接種券を発行・送付しており、送付された市民の皆様のワクチンは確保されておりますので、慌てず安心して接種予約をしていただくようお願いいたします。接種券がまだ届いていない市民の皆様には、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

今後もワクチン接種に関する情報については、広報紙や号外、ホームページや防災行政無線などの手段で発信してまいります。また、御自身で移動手段を確保できない高齢者の方々にワクチン接種を促すため、全ての65歳以上の高齢者に移動支援策として2,000円分のタクシー券を交付することとしております。これにより、高齢者のワクチン接種へのハードルが下がることを期待しております。

以上、行政報告といたします。

○議長（園田幸雄君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第4 | 報告第3号 | 専決処分の報告について（専決第10号） |
| 日程第5 | 報告第4号 | 令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第5号 | 令和2年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第6号 | 令和2年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第7号 | 令和2年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第9 | 報告第8号 | 令和2年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 報告第9号 | 令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第11 | 承認第8号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号）） |
| 日程第12 | 承認第9号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号）） |
| 日程第13 | 議案第40号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第41号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第42号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第43号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第44号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第45号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第46号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第47号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第48号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制 |

定について

日程第 2 2 議案第 4 9 号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 3 議案第 5 0 号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 4 議案第 5 1 号 和解の成立について

日程第 2 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）

日程第 2 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）

日程第 2 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第 4、報告第 3 号専決処分の報告について（専決第 1 0 号）から、日程第 2 7、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦について（丸目通隆氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、令和 3 年第 2 回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件としまして令和 2 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告など 7 件、承認案件としまして補正予算の専決処分の報告及び承認 2 件、議案としまして、予算では令和 3 年度宇城市一般会計及び特別会計の補正予算案件が 5 件、条例では宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてなど 6 件、その他では和解の成立についてが 1 件、議案の合計が 1 2 件でございます。諮問案件としまして、人権擁護委員候補者の推薦 3 件です。合わせて 2 4 件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第 3 号専決処分の報告について（専決第 1 0 号）の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 報告第 3 号、専決処分の報告について説明をいたします。議案集 6 ページから 8 ページをお願いいたします。

再三の納付指導を行ったにもかかわらず滞納が解消せず、納入相談にも応じない者に対して訴えの提起を行いました。口頭弁論において、熊本地方裁判所から提示された民事訴訟法 2 7 5 条の 2 に基づく和解に代わる決定に対し、当該決定を受諾

し、異議の申立てを行わない旨、令和3年4月30日に専決処分をしたので報告します。

和解に代わる決定の内容は、被告の宇城市への37万4,190円の支払い義務の確認、分割払での納付承諾、支払いを怠った場合は、相手は期限の利益を失い、遅延損害金を含め一括支払いを行うものです。

以上で、報告第3号についての詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第3号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第4号令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第6号令和2年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 報告第4号令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について、詳細を説明します。議案集9ページをお願いします。

本報告は、継続費の総額及び年割額の御承認をいただいている各事業について、翌年度への通次繰越額が確定し、別紙のとおり繰越計算書の調製を行ったため、本定例会に報告するものです。

10ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、本庁舎大規模改修事業の継続費の総額は13億4,500万円となっています。令和2年度の予算現額5億2,000万円に対して、支出済額及び支出見込額が4億3,560万1,893円となり、予算残額のうち8,439万8千円が翌年度への通次繰越額となります。

款9教育費、項2小学校費、不知火小学校建替事業における継続費の総額は16億5,000万円です。令和2年度の予算計上額7億800万円に、前年度からの通次繰越額2億8,453万6千円を加えた予算現額9億9,253万6千円に対し、支出済額及び支出見込額が3億373万2千円となり、予算残額6億8,880万4千円を翌年度への通次繰越額としています。

同じく項5文化費、松橋総合体育文化センター大規模改修事業の継続費の総額は11億5,200万円です。令和2年度の予算現額4億5,600万円に対し、支出済額及び支出見込額が4億3,780万円となり、予算残額1,820万円を翌年度への通次繰越額としています。

以上で、報告第4号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第5号令和2年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、詳細説明をいたします。議案集の11ページをお願いします。

本報告は、昨年9月定例会以降、本年3月までの定例会におきまして承認いただきました、農業就業改善センター解体事業など全44事業の繰越明許費について、

実際に令和3年度に繰り越した金額を報告するものです。

12ページから16ページにかけて、事業ごとに記載のとおり繰越しを行っております。翌年度繰越額の合計額は、16ページの一番下に記載していますとおり、翌年度繰越額31億9,095万1千円、うち未収入特定財源28億5,452万2千円、一般財源3億3,642万9千円を財源としています。繰越しの具体的な理由につきましては、各事業ごとに若干内容の違いはありますが、いずれも予算成立後に思わぬ支障が生じたことにより年度内の完成が困難であり、また、改めて翌年度の歳出予算に計上するのでは確実な執行を期することができないことから、地方自治法施行令第146条の規定により、必要な財源をつけて繰り越すものです。

以上で、報告第5号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第6号令和2年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、詳細を説明します。議案集17ページをお願いします。

本報告は、令和元年度予算から令和2年度予算へ繰越明許を行っていました、大野川リバーサイドロード線整備事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業説明会の開催を一時休止せざるを得ず、工程が遅延したため令和2年度内の完了ができなくなりましたので、事故繰越しとして実際に令和3年度に繰り越した金額を報告するものです。

18ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋りょう費、大野川リバーサイドロード線整備事業の支出負担行為額4,552万8,082円で、この金額がそのまま翌年度への繰越額となります。財源内訳として、既収入特定財源には、令和2年度で借り入れた地方債1,940万円、また未収入特定財源に国県支出金が2,152万5千円、一般財源が460万3,082円となっています。

以上で、報告第6号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第4号から報告第6号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第7号令和2年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第8号令和2年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 報告第7号令和2年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、詳細説明をいたします。

議案集は19ページをお願いいたします。本案は、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

20ページをお願いします。地方公営企業法第26条第2項の規定による事故繰越し額としまして、款1水道事業費用、項1営業費用、事業名、受託工事費で、翌年度繰越額は127万6千円となります。繰越しの具体的な理由としましては、市

道改良工事の工期延長に伴い、本工事についても繰越しを行う必要が生じたものです。

以上で、報告第7号の詳細説明を終わります。

続いて、議案集21ページをお願いいたします。報告第8号令和2年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、詳細説明をいたします。

22ページに移ります。地方公営企業法第26条第1項の規定による翌年度への繰越額は、款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、西下郷鳥嶋地区管渠工事4,419万4千円、同じく雨水ポンプ場測量調査・基本詳細設計業務委託1億1,110万円、松橋不知火浄水管理センター建設工事委託3億8,862万7千円、宇城市公共下水道事業計画変更業務委託2,000万円で、合計4件の5億6,392万1千円となります。繰越しの理由としましては、関係機関及び関連事業との調整に不測の日数を要したためです。

次に、23ページに移ります。地方公営企業法第26条第2項の規定による事故繰越し額です。款1下水道事業費用、項1営業費用、事業名、公共下水道事業で1,530万円の繰越しとなります。繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴い、受託者の勤務条件等の変更により、履行期間を延長せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となったものです。

以上で、報告第8号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第7号及び報告第8号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第9号令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を求めます。

○企画部長（西岡澄浩君） 報告第9号令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について、詳細説明を申し上げます。

議案集の24ページをお願いします。それと別冊で資料配布しております、宇城市土地開発公社令和2年度経営状況をご覧いただきたいと思います。経営状況を3枚めくっていただきますと決算報告書がございます。この決算報告書の1ページをお願いします。令和2年度収入支出決算額につきましては、公有地取得等の事業を行っておりませんので事務的経費のみでございます。

まず、収益的収入支出についてですが、記載のとおり、収入は受取利息のみ合計1,257円、支出合計は一般管理費の7万1千円です。租税公課の法人住民税7万1千円です。収入済額から支出済額を差し引いた差額の当期損失6万9,743円につきましては、前期繰越準備金62万8,452円から補填しております。

次に、2ページをお願いします。資本的収入支出につきましては事業を行っておりませんので、収入支出ともに計上はございません。

3ページ以降は、決算明細書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、11ページからは附属明細表と14ページに監査結果を添付しております。また、15ページからは、令和3年度の事業計画を掲載しておりますが、現在のところ公有地取得等の事業計画はございませんので、事務的な経費のみを計上しております。

以上で、報告第9号令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第9号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第8号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11号）から、議案第40号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 承認第8号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号））について詳細説明します。

議案集25ページから26ページをお願いいたします。資料は、別冊令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第3号）になります。令和3年5月17日付けで、専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めます。

新型コロナウイルス感染症拡大に係る第4波を抑えこむため、熊本県が5月16日から6月13日までにおいて、熊本蔓延防止宣言に基づく対策を県内全域で強化することに伴い、飲食店などの事業者に対して、午後9時までの営業時間短縮を要請し協力いただいた事業者に、県が協力金を支給する施策が創設され、その財源の一部について市が負担する必要性が生じたものです。

令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第3号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,448万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を298億7,205万9千円としています。

2ページに移ります。歳入費目では、款19繰入金、項2基金繰入金で2,448万2千円を追加しています。

3ページに移ります。歳出費目では、款6商工費、項1商工費で2,448万2千円の追加を行っています。

歳出の主な内容とその特定財源について御説明します。

7ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費、節18負担金補助及び交付金に、飲食店等時間短縮要請協力金事業負担金及び2,448万

2千円を追加しています。県が実施主体として行う営業時間短縮要請に伴う事業者への支援事業（協力金）に必要な経費を各市町村が10分の1負担するものです。財源については、財政調整基金を繰り入れることで財源調整をしています。

以上で、承認第8号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第9号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号））について詳細説明します。

議案集27ページから28ページをお願いします。資料は、別冊令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第4号）になります。令和3年5月25日付けで、専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に伴い、高齢者のワクチン接種の早期完了に向けた取組として、ワクチン接種会場等への移動支援に必要な費用を計上しています。

令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第4号）の1ページをお願いします。

まず予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を299億1,205万9千円としています。

2ページに移ります。歳入費目では、款19繰入金、項2基金繰入金で4,000万円を追加しています。

3ページに移ります。歳出費目では、款4衛生費、項1保健衛生費で4,000万円の追加を行っています。

歳出の主な内容とその特定財源について御説明します。

7ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、18負担金補助及び交付金で、ワクチン接種会場等移動支援補助金4,000万円を追加しています。高齢者のワクチン接種計画を前倒しし、接種事業の加速化を図るとともに接種率の向上に向けた取組として、65歳以上の高齢者を対象に医療機関や接種会場への移動に際し、タクシー代の一部を補助する費用を補正しています。財源については、財政調整基金を繰り入れることで財源調整しています。

以上で、承認第9号の詳細説明を終わります。

議案第40号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について、詳細を説明します。配布しております、令和3年度宇城市各会計補正予算書1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそ

れぞれ38億5,577万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ337億6,783万4千円としています。内容につきましては、令和3年度の当初予算は、市長改選期により義務的経費や継続事業等を中心とした骨格予算で編成していたため、今回、新規事業や市単独事業等の政策的な予算を肉付け予算として補正するものです。

2ページに移ります。主な歳入費目では、款15国庫支出金、項2国庫補助金で7億1,600万円余の増額、款16県支出金、項2県補助金で2億9,100万円余の増額、款19繰入金、項2基金繰入金で11億9,600万円余の増額、款22市債、項1市債で15億500万円余の増額をしています。

3ページに移ります。主な歳出費目では、款2総務費、項1総務管理費で4億8,900万円余の増額。款7土木費、項2道路橋りょう費で6億2,500万円余の増額、同じく項3河川費で1億3,000万円余の増額。款9教育費、4ページに移り、項3中学校費で13億9,200万円余の増額、同じく項4社会教育費で5億9,400万円余の増額、項6保健体育費で2億4,500万円余の増額をしています。

5ページに移ります。第2表、継続費です。小川中学校建替事業（第1期）で、令和3年度から令和5年度にかけて総額34億円の継続費予算を設定しています。

6ページに移ります。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、松橋地区内水対策排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託ほか7件を、紙面のとおり追加しています。

7ページに移ります。第4表、地方債補正です。1追加で、公用車整備事業費ほか7件の起債限度額を追加し、2変更で、農村整備事業費ほか5件の起債限度額を紙面のとおり変更しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について御説明します。

13ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料で3,863万4千円を追加しています。

14ページに移ります。小川駅西口改札新設工事委託料で3,588万4千円を追加しています。令和2年度予算で計上し、繰越しを予定しています工事委託料7,411万6千円に今回の補正額を加えて、JRに工事を委託するものです。財源は合併特例債を活用します。

同じく目8防犯対策費、節14工事請負費で1,120万円を追加しています。市が管理している三角地区の防犯灯を3年間でLEDに交換するもので、財源は一般財源となります。三角地区以外につきましては、既にLED化が完了しているところがございます。

同じく目17熊本地震復興基金事業費、節12委託料で3億8,800万円を追加しています。

15ページに移ります。令和2年度に引き続き、応急仮設住宅やみんなの家の解体資材を再利用し移築する事業になります。財源については、県の熊本地震復興基金交付金を2分の1から4分の3の財源とし、交付金の残りに市の復興基金（創意工夫分）を活用します。

16ページに移ります。款3民生費、項5母子福祉費、目1母子福祉費、節18負担金補助及び交付金で5,010万円を追加しています。先の臨時議会において、承認第6号で御承認いただきました、子育て世帯生活支援特別給付金に関連する経費で、今回は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯向けの給付金事業になります。財源は、全て国庫支出金で賄われます。

17ページに移ります。同じく項8災害救助費、目1災害救助費で7,300万円を増額しています。当尾グラウンドに設置されている仮設住宅を撤去し、本来のグラウンドに原状回復するための経費になります。財源は、県の災害救助費負担金で全て賄われます。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目5保健衛生施設費、節14工事請負費で、旧三角保健センター解体工事費4,400万円を追加しています。令和2年度末に解体の実施設計が完了しており、今回工事費予算を計上するものです。財源については、過疎債を活用いたします。

18ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金で、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金198万6千円、攻めの園芸生産対策事業補助金355万7千円を追加しています。

また、同じく目7畜産業費、節18負担金補助及び交付金で、環境保全型農業総合支援事業補助金443万1千円を追加しています。いずれの財源も、全て国県支出金となっています。

19ページに移ります。同じく項3水産業費、目4漁港改良費、節12委託料で5,840万円を追加しています。田井ノ浦漁港海岸の護岸補修と内潟片島漁港の物揚場改修の測量設計業務委託料になります。財源は、国補助が2分の1と補助裏に過疎債を活用します。

続いて、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、節12委託料で2,500万円を追加しています。長引くコロナ禍、一日でも早く終息することを祈願するとともに、昨年度からイベントの中止や制限等が相次ぐ中、市民の方々に少しでも笑顔になっていただきたいと願いを込めた復興祈願事業となります。財源については、ふるさと応援寄附の地域振興基金を全額活用します。

20ページに移ります。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で3億4,300万円余を増額しています。また、同じく目3道路新設改良費で2億3,100万円余を増額しています。道路事業の財源について補助事業においては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金と、その補助裏には地方債の公共事業等債を活用します。また、単独事業においては、地方債の過疎債と公共施設等適正管理推進事業債を活用しています。

25ページに移ります。款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費で13億9,200万円余を増額しています。内訳については、本補正予算の第2表、継続費で説明いたしました、小川中学校建替事業（第1期）で、令和3年度に必要な経費となります。関係経費は、節12委託料の工事監理業務委託料3,000万円、節14工事請負費13億2,000万円になります。財源については、公立学校施設整備費補助金4億6,300万円余に、地方債として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、合併特例債などを活用します。また、節12委託料には、松橋中学校の学校施設耐力度調査業委託料4,200万円を計上しています。

続いて、同じく項4社会教育費、目5図書館費で5億9,400万円余を増額しています。

26ページに移ります。主なものは、宇城市公共施設長寿命化計画に基づき、中央図書館と美術館施設の中規模改修事業に必要な経費として、節14工事請負費のうち中央図書館等中規模改修工事費2億6,258万円と、その上段の工事監理業務委託料575万1千円を追加しています。財源につきましては、地方債の公共施設等適正管理推進事業債を活用します。また、来年4月からの指定管理者による管理運営に伴い、その関係経費として図書館システム改修業務委託料1,199万円、中央図書館等開館準備業務委託料6,499万2千円、空間デザイン改修工事委託料2億2,209万円などを追加しています。財源については、ふるさと応援寄附の地域振興基金3億円を活用するところです。

同じく項6保健体育費、目3グラウンド費で2億4,100万円余を増額しています。主なものは、岡岳公園と一体となる岡岳グラウンドの老朽化した照明塔を宇城市公園施設長寿命化計画により、柱本体ごとLED照明器に取り替える工事8,730万円になります。本年度は国庫補助の内定3塔分を予算化し、財源には、社会資本整備総合交付金を2分の1、地方債で公共事業等債を活用します。

そのほかに、ふれあいスポーツセンター人工芝張替工事費1億5,000万円を追加しています。財源については、スポーツ振興くじ助成金2,400万円とふるさと応援寄附の地域振興基金1億2,600万円を活用します。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算について説明します。お手数ですが11ページをお願いします。特定財源については歳出予算の中で説明していますので、一般財源の主なものについて申し上げます。

款17財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入で4,800万円を増額しています。宇城市学校給食センターの整備に伴い、今後、用途廃止になる松橋学校給食センターの利活用を公募型プロポーザルで進めており、売渡しの準備ができましたので今回補正するものです。

続いて、款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で6億892万8千円を増額し、補正後の額を16億1,420万円としています。肉付け予算の補正にあたり、特定財源で不足する歳入予算について一般財源として財源調整するものです。

以上で、議案第40号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 承認第8号から、議案第40号までの詳細説明が終わりました。ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第41号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第41号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。別冊の補正予算書101ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億461万4千円とするものです。

まず、歳入について説明します。106ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費繰入金の103万9千円の増額は、後期高齢者医療業務を行っている職員が育児休業に9月から入るため、その代替職員として採用する会計年度職員の給与を一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、歳出を説明します。107ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費103万9千円の増額は、先ほど歳入で述べました、職員の育児休業に係る代替職員の給与に係る費用で、報酬72

万6千円、期末手当14万3千円、共済費14万2千円、旅費2万8千円を合わせた金額です。

以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第41号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第42号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 議案第42号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。別冊の各会計補正予算書の201ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億8,818万3千円とするものです。

207ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の121万9千円の増額は、職員の退職に伴いまして、会計年度任用職員を任用するための人件費等になります。

206ページをお願いいたします。歳出で申し上げました人件費等の121万9千円は、事務費繰入金として一般会計から繰り入れることで予算調整をしております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第42号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第43号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第44号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第43号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をいたします。別冊で配布しております、令和3年度宇城市各会計補正予算書301ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第2条、資本的収入及び支出で、収入においては、第1款資本的収入、既決予定額9,453万7千円に補正予定額7,536万円を追加し、収入予定額を1億6,989万7千円としています。建設改良事業に伴います企業債及び出資金の増額となります。

支出では、第1款資本的支出、既決予定額4億2,079万円に補正予定額8,120万円を追加し、支出予定額を5億199万円としています。建設改良費の増額です。

次に、302ページをお願いいたします。第3条、企業債では、変更で、建設改

良事業の起債限度額について、紙面のとおり変更いたしております。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

306ページをお願いいたします。款1資本的支出、項1建設改良費、目2施設改良費、節25工事請負費で7,520万円を追加しています。このうち配水管布設替工事5,000万円は、配水管の老朽化に伴う更新に係る工事費です。また、水道施設機器更新工事2,200万円は、岡岳配水池加圧ポンプの老朽化に伴う取替工事費となります。

同じく目3施設拡張費、節25工事請負費では、新規加入申込みに伴います配水管拡張工事としまして600万円を追加しています。

以上で、議案第43号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第44号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をいたします。資料は同じく別冊で配布しております、令和3年度宇城市各会計補正予算書401ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。第2条、資本的収入及び支出で、収入においては、第1款資本的収入、既決予定額6億9,420万8千円に補正予定額7,090万円を追加し、収入予定額を7億6,510万8千円としています。建設改良事業に伴います企業債及び国庫補助金の増額となります。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額11億9,060万7千円に補正予定額8,390万円を追加し、支出予定額を12億7,450万7千円としています。建設改良費の増額となります。

次に、402ページをお願いいたします。第3条、企業債では、変更で、建設改良事業の起債限度額について紙面のとおり変更いたしております。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

406ページをお願いいたします。款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費では7,840万円を追加しており、このうち節29工事請負費で7,590万円を計上しています。公共下水道、流域下水道におけます管渠工事などの追加による増額となります。

同じく目2施設改良費、節26委託料では、農業集落排水処理施設更新事業計画策定業務委託料550万円を追加しています。老朽化した排水処理施設の更新事業の一環であり、本年度は三角町浦地区の施設における更新計画の策定を予定しております。

以上で、議案第44号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第43号及び議案第44号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第45号宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に

ついて及び議案第46号宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第45号、宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について説明します。議案集29ページになります。

まず、本条例を制定するに至った経緯、条例の趣旨としましては、市長、職員等が公務を行うにあたり、高額な損害賠償を負う可能性があることに対して萎縮し、円滑な職務の運営に弊害が生じているという国の課題認識の下、令和2年4月1日に地方自治法が改正されました。

改正内容は、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、地方公共団体に対する損害賠償の責任額を限定して、それ以上の額を免責できる旨の条例を定めることを可能としているものです。

条例の内容としては、第2条において、市長、職員等の最低責任負担額を定めております。この額につきましては、地方自治法施行令において、市長、職員等のそれぞれの地位の重要性を考慮して割合が設定されております。本市においても、最低責任負担額は地方自治法施行令の基準と同様です。

具体的には、市長等にあつては基準給与年額の6倍、副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員については基準給与年額の4倍、農業委員、固定資産評価審査委員会委員は基準給与年額の2倍、職員については基準給与年額の1倍、これを超える額について、当該損害賠償責任を免除する旨を定めるものです。

本条例が適用されて一部が免責されるのは、市長、職員等に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときです。重大な過失があつた場合には、本条例の適用はありません。

職務を行うにつき重大な過失があつたかなかつたかについては、裁判所で判断がなされるとされております。具体的な事例で説明をしますと、市の職員等が違法・不当な支出をしたとして、民事訴訟が提起されたと仮定します。この場合において、裁判所が「市は、職員等に対して、1億円の支払いを求める請求をせよ」との判決が出されたとします。この場合、違法・不当な行為を行った職員等に対して、市は1億円の支払いを求めることとなります。裁判において、職員等に重大な過失がなかつたと判断された場合でも、現行では、1億円を職員等に請求することとなります。仮に、この条例を定めた後であれば、重大な過失はなかつた場合には、本条例が適用されることとなります。

以上で、議案第45号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第46号宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明をします。議案集31ページ、資料集2から3ページにな

ります。

本条例は、令和3年3月31日付けの総務省からの市町村税条例等の一部改正通知に基づき、固定資産の価格に係る不服の審査の手続きにおける利便性の向上を図ることを目的に、審査申出書等の書面への押印を不要とするため、宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第46号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第45号及び議案第46号の詳細説明が終わりました。

ここで、議長から申し上げます。

ただいま詳細説明がありました、議案第45号宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法第243条の2、第2項の規定に基づき、議会は、本案に対し監査委員の意見を求める必要がありますので、本日、文書をもって監査委員からの意見聴取を通知いたしたいと考えております。

議員各位にあらかじめ周知申し上げます。

次に、議案第47号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案集32ページ、説明資料集4ページをお願いいたします。議案第47号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明します。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、本条例での個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止する必要が生じたため改正するものです。

カードを再交付する際には、現在、市町村がカード発行団体となっているため、再交付に掛かる手数料800円は市の一般会計に入金され、地方公共団体情報システム機構に支出しております。9月1日以降は、地方公共団体情報システム機構がカード発行団体となりますので、市の手数料条例を廃止するものです。

しかしながら、市の徴収事務を委託する予定となっておりますので、歳入歳出外現金として取扱い、当団体へ支出することとなります。

以上で、議案第47号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第47号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第48号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） 議案集33ページ、説明資料集は5ページから6ページです。議案第48号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を行います。

三角西港に近接するホテル跡地に整備を進めていました三角西港観光広場が、工事しゅん工し供用開始をするため、条例の一部を改正するものです。

三角西港観光広場は、芝生広場と5台分の大型バス専用駐車場からなり、県の三角西港アクセス遊歩道整備事業に併せて、インバウンドを含めた観光客誘致と周辺環境整備のために進めてきたものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第48号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第49号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 議案集34ページから35ページ、説明資料集の7ページをお願いいたします。議案第49号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例は、児童福祉法や公営住宅法及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部改正に伴い、市の単独住宅である再建住宅条例を改正するものです。

再建住宅の空き住戸を利用し、公営住宅法に規定する住宅では対応できない住まいに困窮する高齢者、児童等の自立支援など福祉的な事業で社会福祉法人等に再建住宅を使用させることができるように制定するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第49号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第50号宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住章君） 議案集36ページから38ページ、資料集8ページから12ページをお願いいたします。議案第50号宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

本条例案は、令和3年3月に廃校となった松合小学校の体育施設の位置付けを、学校体育施設から社会体育施設へ移行するため、関連する各条例の一部を改正するものです。関連する条例は3つで、学校体育施設の使用に関する条例では、松合小学校のグラウンドと体育館を削除し、グラウンド条例及び体育館条例では、松合グラウンド及び旧松合小学校体育館をそれぞれ新たに追加する内容となります。

なお、施行期日は本年7月1日を予定しております。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第50号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第51号和解の成立についてから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（丸目通隆氏）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第51号損害賠償請求控訴事件に係る和解の成立について、詳細説明をします。議案集の39ページをお願いします。資料集は13ページです。

本件は、平成28年6月に、本市が所有する不知火町松合の山林で崖崩れが起き、隣接する宅地に土砂が流入し、損害を受けたとして所有者が市に対し損害賠償を求め、熊本地方裁判所での第1審にて損害賠償の命令を受け、令和2年12月定例会において議決された、損害賠償請求控訴事件に係る和解についての提案です。

なお、控訴の理由といたしましては、損害賠償請求に対する本市への支払い命令、判決理由の1つとして、原告土地に被害を及ぼさないよう市有地の崩壊防止工事を実施すべき義務を負うという裁判所の判断内容などについて、不服があるため申立てたものです。

今回の和解の成立につきましては、裁判官から和解の勧告があったため、これに応じるものであります。

続いて、和解の内容について説明します。議案の第4項、和解条項案の概要をご覧ください。第1号から第6号までに記載のとおり、市が55万円で土地を買い受け、所有権移転登記手続きを行い、これら以外にこの件に関して何らの債権債務がないことを確認する内容となっております。

和解の理由としましては、相手方の土地を買受けすることにより、崖地の一体的な維持管理が可能となること、今後、自然災害等が発生した場合の速やかな対応が可能となることなどについて、土地買受けの利点を考慮したものです。

以上について、和解を成立させるためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、本議案を提出するものです。

以上で、詳細説明を終わります。

続きまして、諮問第1号、第2号、第3号で提案します人権擁護委員候補者の推薦です。議案集41ページ、42ページ、43ページをお願いします。

現委員であります松橋町の平中孝子さん、豊野町の横尾七生子さんが令和3年9月30日付けで任期満了となりますので再推薦したく、また、不知火町の西山敦子さんが同じく令和3年9月30日付けで任期満了になりますので、後任として不知火町の丸目通隆さんを推薦したく、議会の意見を聞く必要があり提案するものです。

平中孝子さん、横尾七生子さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解も深く、また、丸目通隆さんも、地域社会で信頼されるに足る人格識見や、中立公正さを兼ね備え、3人ともに人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、諮問第1号、第2号、第3号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第51号から諮問第3号までの詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第28 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第28、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月8日火曜日から6月10日木曜日までは、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月8日から6月10日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時27分

第 2 号

6月11日 (金)

令和3年第2回宇城市議会定例会（第2号）

令和3年6月11日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第4号 | 令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第2 | 報告第5号 | 令和2年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 報告第6号 | 令和2年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 報告第7号 | 令和2年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第8号 | 令和2年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第9号 | 令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 承認第8号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号）） |
| 日程第8 | 承認第9号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号）） |
| 日程第9 | 議案第40号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第41号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第42号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第43号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第44号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第45号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第46号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第47号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第17 議案第48号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第49号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第50号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第51号 和解の成立について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）
- 日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）
- 日程第24 同意第3号 監査委員の選任について（永木 誠氏）
- 日程第25 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 2番 永木 誠 君 | 3番 山 森 悦 嗣 君 |
| 4番 三 角 隆 史 君 | 5番 坂 下 勲 君 |
| 6番 高 橋 佳 大 君 | 7番 高 本 敬 義 君 |
| 8番 大 村 悟 君 | 9番 福 永 貴 充 君 |
| 10番 溝 見 友 一 君 | 11番 園 田 幸 雄 君 |
| 12番 五 嶋 映 司 君 | 13番 福 田 良 二 君 |
| 14番 河 野 正 明 君 | 15番 渡 邊 裕 生 君 |
| 16番 河 野 一 郎 君 | 17番 長 谷 誠 一 君 |
| 18番 入 江 学 君 | 19番 豊 田 紀代美 君 |
| 20番 中 山 弘 幸 君 | 21番 石 川 洋 一 君 |
| 22番 岡 本 泰 章 君 | |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書 記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 長	西 岡 澄 浩 君	市 民 環 境 部 長	杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長	岩 井 智 君	経 済 部 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 長	豊 住 章 君
総 務 部 次 長	元 田 智 士 君	企 画 部 次 長	坂 本 優 子 君
市 民 環 境 部 次 長	森 下 功 治 君	健 康 福 祉 部 次 長	植 野 修 君
経 済 部 次 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	井 住 寿 宏 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	岩 竹 泰 治 君	小 川 支 所 長	木 下 義 明 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
上 下 水 道 局 長	木 見 田 洋 一 君	会 計 管 理 者	井 澤 ふ さ 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
財 政 課 長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております、議事日程記載の日程第24、同意第3号であります。

次に、6月7日の本会議において申しました、議案第45号に対する監査委員からの意見につきましては、6月8日付けで代表監査委員から問題なしとの回答がありましたので、その写しをお手元に配布しております。

次に、特別委員会について申し上げます。

まず、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会について、永木誠君から辞任届が提出されましたので、これを許可し、後任に石川洋一君を選任いたしました。また、不知火海湾奥調査特別委員会については、私、園田が委員を辞任しましたので、その後任に河野一郎君を選任しましたことを報告いたします。

以上で、報告事項を終わります

-----○-----

日程第1 報告第4号 令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第2 報告第5号 令和2年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第6号 令和2年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第4 報告第7号 令和2年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第5 報告第8号 令和2年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第9号 令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（園田幸雄君） 日程第1、報告第4号令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第6、報告第9号令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第4号から報告第9号までを終わります。

-----○-----

日程第7 承認第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11

号) (令和3年度宇城市一般会計補正予算(専決第3号))

○議長(園田幸雄君) 日程第7、承認第8号専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第11号)(令和3年度宇城市一般会計補正予算(専決第3号))を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第8号は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第8号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の報告及び承認を求めることについて、(専決第11号)(令和3年度宇城市一般会計補正予算(専決第3号))を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第8号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第12号)(令和3年度宇城市一般会計補正予算(専決第4号))

○議長(園田幸雄君) 日程第8、承認第9号専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第12号)(令和3年度宇城市一般会計補正予算(専決第4号))を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第9号は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第9号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第9号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第9号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第40号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）

○議長（園田幸雄君） 日程第9、議案第40号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから、議案第40号の質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題になっております、議案第40号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

発言通告では、歳入歳出にわたって4点ほど提起していますが、事前に御説明をいただいて3点ほどについては質疑を取りやめます。1点だけ質疑をいたします。

14ページから15ページにわたっての款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業、節12の3億8,800万円について伺います。財源の手当については熊本地震復興基金や県の補助金などで、市の自主財源はほとんど使わなくても使える有利な事業という説明をいただき理解をいたしました。ついでに、具体的にどこの仮設やみんなの家を、どういうところに移転する計画なのかを伺いたしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業、節12委託料、応急仮設住宅・みんなの家移転業務委託料3億8,800万円は、小川応急仮設住宅と豊野応急仮設住宅59戸と井尻みんなの家1棟の移設費用となります。宇城市子ども集会所（不知火図書館）、復興住宅（三角町）、復興支援住宅（豊野町）を予定しております。

財源については、先ほど御説明があったとおり県の平成28年熊本地震復興基金交付金4分の3または2分の1を活用し、残りに市の復興基金を充当いたします。

今後、県の許可等の手続きをはじめ、応急仮設住宅等の戸数を基に活用計画を調整しながら進めていきたいと思っております。

○12番（五嶋映司君） よく分かりましたが、当面は、小川と豊野の戸数分と。最終的には、当尾は解体していわゆるグラウンドに移すという計画になっているみたいですが、その他の計画があるのか。そしてこの復興基金事業、今回3億8,800万円で、基金として1億6,000万円程度を使っているみたいですが、その他の仮設住宅ないしみんなの家の計画というのは、今後あるのかどうかということと、今まで話に出ていた不知火の農業構造改善センターの跡地に、みんなの家みたいなものを造りたいという話だとか、三角の市民センターの解体跡地に、いわゆるコミュニティセンターを造りたいという話があったので、今の説明では、両方ともそれも含めてということだという気がします、その辺のことをよければもう少し御回答いただきたい。

○総務部長（天川竜治君） 今、五嶋議員が申されました各種の復興会館につきましては、令和2年9月補正でもう予算計上しておりまして、歳出で4億8,700万円を計上しておりまして、令和3年度に全額繰越しをしております。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。是非、まだ正確に決まっていない部分があると思いますので、コミュニティセンター、古くなった公民館、地域が持っている自治公民館なんかがあるので、その辺も絡めながら調査をしていただいて、その辺がこの基金で可能ならば是非御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。駄目みたいだというようなことも今市長の雰囲気ではあるみたいですが、できることならばそういうことも考えながらお願ひをしたいことをお願ひして、私の質疑を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、議案第40号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第10 議案第41号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第42号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第43号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第44号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第45号 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第15 議案第46号 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条

例の制定について

日程第 16 議案第 47 号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 48 号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 49 号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 50 号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 51 号 和解の成立について

○議長（園田幸雄君） 日程第 10、議案第 41 号令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）から、日程第 20、議案第 51 号和解の成立についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第 40 号から議案第 51 号までにつきましては、お手元の令和 3 年第 2 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）

日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）

日程第 23 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第 21、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について（平中孝子氏）から、日程第 23、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦について（丸目通隆氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 1 号から諮問第 3 号までにつきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号から諮問第 3 号までにつきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第24 同意第3号 監査委員の選任について（永木 誠氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第24、同意第3号監査委員の選任について（永木誠氏）を議題とします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 追加提案しますのは、同意案件として監査委員の選任同意1件でございます。

市議会選任の河野一郎監査委員からの退職の辞職願が提出され、退職を承認する予定ですので、新たな市議会選任の監査委員として永木誠議員の選任同意について提案申し上げるものです。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（園田幸雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、同意第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第25 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第25、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週14日月曜日及び15日火曜日は、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、14日及び15日は休会することに決定しました。

なお、明日及び明後日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

-----○-----

散会 午前10時23分

第 3 号

6月16日(水)

令和3年第2回宇城市議会定例会（第3号）

令和3年6月16日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森悦嗣 君
4番 三角隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋佳大 君	7番 高本敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永貴充 君
10番 溝見友一 君	11番 園田幸雄 君
12番 五嶋映司 君	13番 福田良二 君
14番 河野正明 君	15番 渡邊裕生 君
16番 河野一郎 君	17番 長谷誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田紀代美 君
20番 中山弘幸 君	21番 石川洋一 君
22番 岡本泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明 君 書記 桑田祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史 君	副市長 浅井正文 君
教育長 平岡和徳 君	総務部長 天川竜治 君
企画部長 西岡澄浩 君	市民環境部長 杉浦正秀 君
健康福祉部長 岩井智 君	経済部長 黒崎達也 君
土木部長 梅本正直 君	教育部長 豊住 章 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	坂 本 優 子 君
市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経済部次長	浦 田 敬 介 君	土木部次長	平 木 恵 一 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	木 下 義 明 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふ さ 子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君
財 政 課 長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは3点について質問をさせていただきたいと存じます。

まず、大きな1点目、豪雨による冠水防止対策についてでございますが、小さな1点目、本市におけるため池の管理状況についてお尋ねをいたします。

毎年梅雨時期になると、日本各地で大きな水害が発生をいたしております。記憶に新しいところで、令和2年7月豪雨により、県南部において、住民の大切な財産である住居や施設、そして生活必需品である自動車などが甚大な被害を受けるとともに、尊い人命までもが失われました。県南の豪雨災害後、直ちに私も八代市、人吉市、芦北町に炊き出しボランティアや支援物資の配送をいたしました。さらには、本市のボランティアバスで松橋高校の13人の生徒と先生2人とともに、被災地の片付けや泥出しボランティアにも参加をいたしました。県南被災地は、まだまだ復興道半ばです。一日も早い復旧・復興を願っております。

さて、本市では住居や人命を失うほどの被害はありませんが、近年の異常な豪雨で、本市でも大きな被害が出ております。そこで、農業用施設も含めた上で、治水対策や排水路の現状等、今後の冠水対策について質問をいたします。まず、本市のため池の管理状況及び想定される豪雨時の対応についてお尋ねをいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 市には、農業用ため池と規定されているものが138か所あります。そのうち、防災重点農業用ため池として県に指定されているものが78か所。また、ため池ではあるものの農家の減少及び農地の宅地化により利用がなくなり、水利権を放棄されたものが3か所あります。

水利として重要度の高い農業用ため池については、土地改良区や地元水利権者によってしっかり管理されています。しかしながら、近年では農家の減少に伴い、農業用水利としての重要度が低下し、管理が行き届いていないため池が数多く見られるようになりました。

そのため、水利権を放棄されたため池については、市において洪水調整機能解析調査を行い、その結果と現状を把握した上で関係部署と協議し、必要な整備を行い

ながら貯水機能の維持、管理に努めています。

また、管理が行き届いていないため池については、地元行政区や従来の水利権者に対して、堤体の状況確認と日頃から水位を低下させておくよう依頼しています。

想定される豪雨時の対応としましては、気象情報を確認しながら、ため池の貯水能力を確保しつつ、堤体の被災を防止するために、事前に水位を下げるよう農業用ため池の管理者に連絡するとともに、巡回し現地確認を行っています。

○19番（豊田紀代美君） 農業用ため池の維持管理につきまして、本市には水利権を放棄したため池が3か所あるとの御答弁でございました。三角町を調べましたところ、波多の宮崎ため池、松橋町の両仲間の山堤それから鳥嶋ため池については、洪水調整機能解析調査は既に終わっているとお聞きをいたしております。関係所管と連携を取られ、早急に必要な整備を行い、貯水機能の維持、管理を徹底していただきたい。さらには管理が行き届いていないため池についても、豪雨時の対応として地元行政区や水利権者とともに連携を取られ、農業用ため池の水位については巡回も現地確認もなされていると経済部長の御答弁でございますので、今後も継続してお取組いただけますように、強く要望をいたしておきます。

小さな2点目、宅地の排水路対策についてでございますが、近年徐々に農家が減少し、農地も転用され宅地化が進んでまいりました。特に、松橋町の住宅街は家と家とが接近し道路も広がらない状況であり、水路拡張は困難でございます。そのため、近年のゲリラ豪雨に見舞われますと、道路も冠水し通行もできないだけでなく、住居にも浸水をした例もあります。

そこで、住宅地の排水路対策を今後どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（黒崎達也君） まずは、経済部から答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、以前は田畑であったため、多少の雨に見舞われても、農地の保水力や浸透性により、冠水することは余りなかったものと思われまます。そのため排水路においても拡張の必要がなく、現在に至っております。

急速に宅地化が進んだ地域においては、排水路が拡張されないまま農地が転用され宅地となったため、保水能力がなくなり排水路に流れざるを得ないのが現状です。

そのため、先ほどお答えしました水利権を放棄されたため池を調整池として活用し、事前に水位を下げ一時的に雨水を貯留することで、排水路の流量を調整し、少しでも住宅地の冠水被害が出ないよう努めています。

○土木部長（梅本正直君） 土木部が管理します河川、小水路につきましては、水路断面が極端に小さく、それが原因で浸水被害が起きる箇所について調査を行いまして、工事が可能な部分につきましては順次拡張等を行っているところでございます。

道路側溝が未整備であったり、道路排水の流末がない箇所についても調査をしまして、地権者の合意が得られた部分から整備を行っているところでございます。さらに、河川・水路の維持管理しゅんせつを行い、通水断面の確保を行っております。

ソフト面としまして、大雨が予想される場合は、事前に堰の倒伏や農業用水路の流入口を一時閉鎖していただくよう要請するなど、できるだけ浸水被害を軽減するよう管理者宛て注意喚起の連絡を取っているところでございます。

今後も異常な降雨が予想される場合は、パトロールを行いながら現状を把握し、地元と連携を取りながら被害箇所の解消に努めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 先日、現地調査を経済部、土木部に同行していただき実施をいたしました。水利権を放棄された山堤から本村の新堤まで住宅が密集しております。高低差は半端ではなく、ゲリラ豪雨の際には住宅地の水路と道路の境がなくなり、膝の位置まで冠水する状況です。通学路にも指定してある道路であり、早急な対応が必要です。休日にもかかわらず、土木部の職員の皆さん、業者と一緒にあって応急処置をしていただき感謝をいたしております。山堤や鳥嶋がそれぞれ新堤まで住宅が密集していて、水路断面が局部的に小さい場所や道路排水の流末がない箇所も確認をいたしております。地域住民の安心・安全のためにも関係所管が連携をされ、冠水対策や被害箇所の解消のために特段の御尽力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、小さな3点目、国営基盤整備事業について完了までの農地冠水対策についてお尋ねしたいと思います。

現在、国営基盤整備事業が計画をされており、担当所管では御努力いただいて本同意も進捗をしているというふうに順調であるとお聞きしております。しかし、全ての事業が完成するまでに、あと14年かかるとお聞きしております。直近の5月17日と20日の豪雨においても、小川町の出村・宇土割地区や松橋町の豊福地区など農地の冠水や水路の崩壊が見られました。地元関係者と末松県議、吉田県議それから振興局の田中土木部長、そして経済部、土木部からも被災箇所を現地調査して同行していただきました。

そこで、国営基盤整備事業が完成するまでの期間、農地の冠水や水路の崩壊等についてどのように対策をされるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 議員の御発言のとおり、国営事業による基盤整備は全て完成するまでに、あと14年かかる予定です。しかし、市の弱点である排水不良を少しでも早く解消するために、新たな排水機場の整備から進められています。まず五丁川流末に、毎秒18トンの排水能力を持った五丁川第2排水機場が令和9年に、豊崎地区には、毎秒6トンの排水能力を持った豊崎排水機場が令和10年に完成し

ます。これにより大幅に排水能力が向上します。また、排水路を拡張することで排水速度も向上し、不知火町亀松地区から松橋町、小川町の旧干拓地における農業集落の冠水被害は、ほぼなくなるものと期待しています。なお、それまでの間、市としては県とも連携を図りながら、河川のしゅんせつなど現在できる対策に努めます。

さらに、国営事業の一定地域内では、補助金適正化法に抵触しないよう多面的機能支払交付金事業を活用します。具体的な対策として、現在の土水路の土砂堆積や雑草の繁茂などによって通水機能に支障が生じている場合などは、施設の長寿命化のための活動を利用し、機械等を用いてしゅんせつすることで、通水量を多くするなどの対策を地元に勧めています。

また、水路のり面が崩壊している場合は、木杭や波板を用いて水路のり面の保護を行うことで、排水路の通水断面を広げ、通水量を多くする対策を進めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 国営基盤整備に先ほどから申しておりますように14年まだかかると、その間の対策として五丁川の流末に五丁川第2排水機場、豊崎地区に排水機場がそれぞれ令和9年、令和10年に完成をされ、排水路も拡張していただくことで、不知火町あるいは松橋町、小川町の旧干拓地における農業集落の冠水被害がほぼなくなると御報告をいただきました。

しかし、一昨日常任委員会が終わりました、終了した後に施設園芸冠水地帯である五丁川の小川地区、JR付近で通水断面が局部的に狭くなっている場所の現地調査を、地元の永木議員と経済部長それから課長と参りました。実は、結果ここが一番のネックではないか、難題ではないかというふうに感じました。排水機場が完成するまでの6、7年間は、当然多面的機能支払交付金事業や施設の長寿命化のための活動を利用され、機械を使ってしゅんせつをしていただく、また水路のり面の崩壊には、木杭や波板でのり面の保護をしていただく。水路の通水断面を広げて通水量を多くする対策を進めていくしかないのかなという考えもありますが、県の予算が非常に逼迫していて、予算付けがかなり難しいということですが、大野川のしゅんせつ等にも今年度非常にたくさんの県からの予算をいただいておりますので、全てうまくいくわけではないのかなというふうにも思いますが、特に施設園芸農家は、毎年の大雨冠水被害で減収を余儀なくされ、厳しい状況下にあります。国営基盤整備事業は必ずや成功させなければならないと、農家の皆さんもベクトルは一緒です。ただ、国営基盤整備事業が完了するまでの農家に体力があるのかどうか、あるいは担い手の育成もできるのか厳しい状況です。農家の経営の持続が可能になるよう国県に働き掛け、そして守田市長、所管の経済部、土木部の皆さん、どうぞお力をお貸しください。現場の農家の皆さんの悲痛な声に対して特段の御尽力を賜りたいと

と思いますが、市長のお考えをお示し願いたいと思います。

○市長（守田憲史君） 豪雨による冠水被害など、重大な問題だと切に感じております。国営基盤整備事業は、規格が高く、用水路、農免道、市道も立派で丈夫なものができ上がります。国営事業を早期に完成するよう国に対して要望するとともに、地域の排水路対策にも全力で取り組みます。

○19番（豊田紀代美君） 大きな2点目、宇城市民病院についてでございますが、宇城市民病院については地元の議員として、また幼い頃から豊福診療所として開設された当時から関わり、現在私のホームドクター的な存在でもあります。平成28年の熊本地震の際には、公的病院の使命として大町院長を中心に、医師、看護師、職員の皆さんが不眠不休で頑張っていたことは、今でも記憶にはっきりといたしております。

これまで、宇城市民病院については複数回一般質問をしまいましたが、まず病院事務長に、宇城市民病院の概要についてお尋ねをいたします。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議長の許可を受け、患者数延べ数と損益計算書を配布していますので後ほど説明いたします。

宇城市民病院は昭和28年に豊福診療所として開設し、その後、昭和30年に国民健康保険松橋町立病院として一般病床30床で開設し、平成7年には救急医療告示病院として認可を受けています。平成17年1月の市町村合併により、国民健康保険宇城市民病院と名称を変え、45床、診療科目8科を有する病院として地域医療を支えています。

それでは、患者数延べ数と損益計算書を配布していますので、この資料の説明をさせていただきます。

まず医師の状況ですけれども、令和2年度で副院長が退職し、常勤の医師が院長1人となりますので、熊大病院医局へ医師の派遣を依頼しましたが、常勤の医師は難しく、応援の医師を2人増やして診療を続けています。

経営的には、入院患者の推移ということで、この資料、下に棒グラフが付いている資料をお配りしております。入院患者の推移ですが、令和2年度の患者数は6,297人と黄色に色付けしてあるところになっています。下のグラフを見ていただきますと、年度によって患者数は上下していますが、平成28年度5月は1,178人と最多となっていて、熊本地震の際にセーフティーネットの役割を担ったのではないかと考えています。

外来患者の推移ですけれども、その裏になります。令和2年度の患者数は14,009人となっています。平成22年度から毎年減少しており、平成22年度と比較した場合、およそ51%まで減少しています。

次に損益計算書の推移ですけれども、令和2年度の経常損益はコロナウイルス感染症の影響もあり、1億936万639円の赤字ということで、非常に厳しい経営状況となっていて、当年未処理欠損金は2億3,395万1,455円に膨れ上がりました。

このように厳しい状況ではありますが、新型コロナワクチン接種の実施に伴い、宇城市の基本型接種施設としてワクチンの保管や連携型接種施設に小分けして送る準備など、公立病院の使命として取り組んでいます。

また、経営の改善を進めるため、総務省が行う令和3年度地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の支援が6月から決定しています。さらに、令和3年度一般会計補正予算（第1号）に、総務費関係として市民病院のあり方検討支援業務委託料を計上しています。

○19番（豊田紀代美君） 病院事務長、御報告ありがとうございました。時間の都合がありますので、申し上げたいこともありますが、今後の宇城市民病院の在り方について、副市長にお尋ねをいたしたいと思います。

○副市長（浅井正文君） 病院の経営状況については、市民病院の事務長が申したとおりです。経常損益については平成28年度、要するに熊本地震があった時から赤字へと転換しており、累積赤字は2億5,400万円を超えている状況です。また、外来・入院患者はおおむね平成22年度をピークに減少を続けています。さらには、事務長からありましたとおり、昨年度コロナ禍ではありますけれども常勤医師1人が退職するという事態が起きました。

今後の病院の在り方については、第一に現状の経営形態を変えずに経営改善をすることを念頭にしなければなりません。そのためには、やる気のある常勤医師の増員が必須であります。ただし、そうっていないのが現実であります。現行の病床数の6割以上の入院患者の確保や外来患者の増加を行わなければなりません。この改善策を早急に行うことは、現時点では考えますに困難です。

そのため、経営形態を客観的に捉えるため、急ぎコンサルタントによる外部環境分析による患者の推移を踏まえた需要・供給の状況分析や、将来必要病床数の検討などを行います。また、内部資源分析として財務状況、経営指標、施設基準などに基づき、経営形態の見直しを見据えた検討を進めてまいります。

経営形態の見直し方法には、1番が地方公営企業法の全部適用、2番が地方独立行政法人化、3番が指定管理者制度の導入、4番が民間譲渡の4つの形態があります。地域のニーズに合わせた医療サービスの提供、人口動態や来院患者の分布状況などの現状を把握し、地域医療を守り医療機関の存続のために、宇城市民病院の在り方を踏まえた経営判断を早急に取り組みたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） ただいまの副市長の御答弁を踏まえられて、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 副市長が答弁しましたとおり、市民病院の医師が今後確定しないことにより、慢性的な医師不足の状況になっております。全力を挙げて常勤医師の確保に努力しているのですが、常勤医師3人が2人、2人が1人、現在1人でございます。今後ますます市民病院の経営が厳しくなることが予想されます。早急に市民病院の在り方を検討いたします。

○19番（豊田紀代美君） 市民病院の在り方の検討は、将来の宇城市また宇城市民のために最善の選択になりますよう強く要望いたしまして、大きな3点目にまいります。

大きな3点目、コロナ禍における女性の貧困問題についてでございますが、小さな1点目、さくらプロジェクトの生理の貧困に対する緊急要望書に対応した災害備蓄の生理用品の無料配布についての質問をいたします。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化は、国民の経済活動に大きなダメージを与えており、これがコロナ禍の中での住民間の格差と、そして性別による影響があり、女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者の増加など、女性への深刻な影響が出ております。幅広い女性支援策を推進するためを目的に、本年度4月13日に現在各分野で御活躍されている方々にお呼び掛けをして、さくらプロジェクト女性6人で立上げをいたしました。守田市長に要望書を提出させていただき、意見交換もさせていただきました。大変ありがたく思っております。担当部長、担当者にも、毎回会議に参画をしていただきましてありがとうございます。

こういうことで、全国的に経済的な理由で生理用品の購入ができない女性に対して、災害用備蓄品で使用期限が迫っている品目を無償で配布する自治体等があり、熊本市も6月11日から無償配布をいたしております。本市のお取組について、時間が無いので短めに御答弁いただければと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 豊田市議御質問の生理用品につきましては、熊本地震の際に備蓄をしました用品が、現時点で約2,300枚在庫がございます。この約2,300枚の生理用品はまもなく使用期限を迎えることから、今年度に予定している備蓄用入替え対象品目の1つであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることにより、経済的な理由で生理用品の購入が困難な市民のため、また全国的に生理の貧困として関心が高まっていることに鑑み、今後宇城市備蓄用生理用品配布実施要項を策定の上、受取希望者の精神的負担及び経済的負担の軽減のため、新たな入替え対象備蓄生理用品購入後に、既存の備蓄生理用品を無償で配布する予定です。

○19番（豊田紀代美君） 一般会計補正予算の第1号にも、72万6千円の予算を計上していただいております。躊躇なく受取ができるような対策を立てていただいて、御配慮を願いたいと思います。そして早急な対応をよろしくお願いいたします。

そこで、総務部長にはしっかりと御答弁の準備をしていただいていると思いますけれども、男女共同参画について女性の活躍について、超短めに御答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） ジェンダー平等・男女共同参画に関しては、本市では平成19年3月に第1次宇城市男女共同参画計画を策定し、本年度が計画の改定年度となっておりますので、市民が求める新しい生活スタイルに合わせた女性活躍につながるような計画を策定し、さらに事業を推進してまいります。

○19番（豊田紀代美君） 実は、さくらプロジェクトからの提案をいたします。4点ほど、時間が無いので答弁は要りません。1点目、コワーキングスペース等の支援、2点目、本市の商店街での空き店舗などを利用して、女性の起業家へのトライアル店舗の貸出し・家賃補助をしていただきたい、3点目、シングルマザーと本市男性との婚活支援、4点目、宇城市へ婚姻届を出す際に、シビルマリッジとしてコロナ禍で結婚式を挙げられなかったり、様々な事情で結婚式を挙げなかったカップルへ、守田市長に立会人になっていただき、カップルで結婚の誓約をしていただく。もちろん、結婚式を挙げたカップルも対象にしていきたいと思います。カップルのシビルマリッジ誓約記念に広報担当に写真を撮影してもらい、あらかじめ宇城市のインスタにシビルマリッジ枠をつくって、その都度にインスタにアップしていただく。また、守田市長のFacebookにアップされてもいいと思います。カップルは宇城市独自のシビルマリッジ記念として、宇城市長署名入りの結婚誓約書と宇城市特産品をプレゼントするなど、広報ウキカラにも掲載をして発信する支援など、笑顔でうきうきとなるような男女共同参画助成支援策を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、福永貴充君の発言を許します。

○9番（福永貴充君） 皆様、こんにちは。9番、清風会、福永貴充です。それでは早

速質問に入らせていただきます。

まず初めに、宇城市立図書館・美術館の指定管理についてお聞きいたします。今回の指定管理についてカルチュア・コンビニエンス・クラブ、CCC株式会社に決定しております。鳶屋と言った方が市民の方々には分かりやすいとは思いますが、休館日をなくして年中無休、午前9時から午後9時までの開館、カフェの併設など、私の方にも市民の方々から多くの期待の声が聞こえてまいります。これまで本議会におきましても、様々な視点から質問、議論がなされてきております。

今回は、まず子ども図書館についてお聞きしたいと思います。子ども図書館の概要、運営内容などについてお聞かせください。

- 教育部長（豊住 章君）** 来年4月の図書館・美術館指定管理移行に合わせ、図書館正面東側のスペースに、熊本地震で被災者に提供した集会所みんなの家を移築し、子ども向けの図書館を造ります。現在の図書館・美術館とは別の独立した建物となりますので、これまで子ども連れで図書館へ行くことを控えていた保護者にとっては、気軽に来館できるようになりますし、おはなし会や親子参加のイベントも開催しやすくなり、子どもたちものびのびと過ごすことができます。

指定管理移行後も、このような子どもたちが楽しめる図書館ができること、また、宇城市第三次読書活動計画に基づいた取組を継承しつつ、民間の手法を活かした新たな取組を行うことで、子どもたちが自ら読書するという意欲や読書習慣を身に付けることにつながると考えております。

- 9番（福永貴充君）** 今まで中央図書館ですかね、子どもへの本の読み聞かせなどは図書館内のカーテンみたいなもので仕切って行われていたと思いますけれども、私も子育て世代でありまして、子どもを連れて行ったことがありますけれども、子どもたちは大変喜びます。ただ、小さなお子さんがいらっしゃる御家庭とかですと、子どもが騒いだら周りの迷惑になるんじゃないかなということで、行くのを躊躇されていた方もいらっしゃるようです。今回独立した建物を造られるということですので、ある意味子どもたちは声を出してもいいんじゃないかなと私は思います。本がおもしろければみんなで大声を出して笑えばいいし、親子で本の感想などを言い合ってもいいんじゃないかなと思います。

そしてまたこういった環境の中で、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、様々なイベントをやっていただくことによって、子どもたちが小さい頃から本に接していく機会が増えていくんじゃないかなと、私は思っております。そしてまたこのこと自体が、子育て支援にもつながっていくのではないかと思っております。そしてまた、市長が推進されています教育のまち宇城市ですか、そういった意味にも長期的にはつながっていくのではないかと思っておりますので、是非より良い子ども

も図書館ができることを期待しております。

そしてまた、こういった期待する声と併せまして疑問点も何点か聞こえてきておりますので、ここで2点についてお聞きしたいと思います。まず、本の選書と処分、選ぶのと廃棄、これについてはどのような方法で行われるのか。また本の分類についてはどのように考えておられるのか。この点についてお聞きいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** まず資料の除籍については、現行の除籍基準に基づき除籍候補リストを作成し、教育委員会の承認後、除籍することとしていますので、指定管理者が勝手に除籍することはありません。

また、選書についても資料収集方針に基づき、複数の司書を含めた構成で選書会議を行い、作成した選書リストを教育委員会へ提出し、承認を得ることとしています。中古本は、新本での補完ができない場合などの特別な事情を除き購入いたしません。

資料の分類については、原則、日本十進分類法に基づき管理します。市民の生活実用やレクリエーションに資する分野については独自分類を採用しますが、現図書館職員と協議の上、導入することとしています。

○**9番（福永貴充君）** 大事な部分につきましては、行政が関わっていくということで、すので安心はいたしました。図書館・美術館全体の運営につきましても、指定管理をしたから全てを任せるということではなくて、今答弁をいただきましたように、行政が関わるところは関わっていただきながら、民間の発想またはセンスを活かしながら、より良い図書館・美術館にしていただければと思います。

年中無休ですとか午前9時から午後9時までの開館、子ども図書館の設置など、市民サービスの向上につながる取組をしていただいておりますが、さらに言いますとスターバックスの併設、これができれば市民も大変喜ばれるのではないかと私は思っております。最初はカフェを目的に来た人たちが、せっかくだから本を見ていこうかなとなって、この本おもしろそうだから借りてみようかなともなれば、本に接する機会も増えていくのではないかなと思います。是非、誘致ができますよう行政からもCCC株式会社に対しまして力強い働き掛けをよろしく願いいたします。是非、一人でも多くの市民の方々が行ってみたいくなる図書館・美術館になっていくことを期待しております。

続きまして、大きい2番の当尾市民グラウンドについてお聞きしたいと思います。まず1番の仮設住宅移設の進捗状況についてお聞かせください。

○**土木部長（梅本正直君）** 当尾グラウンドに設置しました仮設住宅の移築先は、市内の9か所を予定しております。この中の3か所は、松橋町、豊野町などで、現在工事に着手しております。残りの6か所におきましても、市単独住宅や三角町、不知

火町、小川町の復興会館等で、現在は建築確認申請書類の作成中でございます。

グラウンド内にある建物の撤去完了は10月を予定しております。その後グラウンド復旧に着手する予定でございます。

○9番（福永貴充君） 続きまして、2番の今後のグラウンド復旧についてお聞かせください。

○土木部長（梅本正直君） 当尾グラウンドに設置しました仮設住宅は、令和2年5月に全ての入居者が退去されました。市では、建設資材を有効に活用すべく同年8月に県より無償譲渡を受け、県からの基金を活用しまして市営住宅や旧町ごとに集会所等を建設いたします。

また、今議会にグラウンドの原状回復予算を計上しておりますが、この原状回復の費用は全て県からの災害救助費で手当されます。

上水道や污水配管、合併浄化槽などの撤去、グラウンド復旧の工事が完了する今年度末には、グラウンドとして再利用が開始される予定でございます。

○9番（福永貴充君） 仮設住宅の移設とその後のグラウンド復旧について、おおよそ日程といたしますか、めどが出てきたのかなと思って安心をいたしておりますけれども、あとは、順調に移設と工事が進みますよう各部署が関わっておられると思いますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、3番目の樹木の管理についてお聞きしたいと思います。今申しましたように、市民グラウンドは熊本地震の後、仮設住宅が建設されておまして、その間、グラウンド周辺に植えてあります樹木につきまして、余り管理がなされていない状況が続いておりました。ここは、地域の方々にとってのスポーツの場というだけではなく、春になりますと桜の花が咲き誇り、地域の方々にとっては憩いの場でもありました。今はいろんな樹木が生い茂り、そしてツタが巻き付くなどしておりまして、地域の方々からも木が傷むのではないかと、枯れるのではないかと、こんな声も挙がっておりまして、早く管理をしてほしいといった要望も出ております。この点についてお聞かせください。

○教育部長（豊住 章君） 当尾グラウンドにつきましては、今後、原状回復工事が予定されておりますので、工事の進捗状況を踏まえまして、周辺の樹木の状態を調査しながら対応してまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 樹木もさわっていい時期とさわれない時期があるのかと思いますので、そこら辺も踏まえながら、グラウンド復旧に併せて樹木の管理の方をよろしく願いしておきます。

続きまして、4番のトイレ整備についてお聞きしたいと思います。当尾市民グラウンドにおきましては、現在、駐車場の西側とグラウンドの東側にトイレが1か所

ずつあります。ただ、このトイレにつきましては狭い、汚い、臭いとかそんな声が挙がってきておりますし、舗装されました駐車場にトイレがあるのではなく、1か所はもう草むらの中にトイレがあり、これからの時期草が生い茂ったら蛇が出そうで怖い、こういった声が地域の方々からも出ております。他の市民グラウンドのトイレと比較しましても、私も明らかに違いがあるのではないかなと思っております。市民の方々からもトイレ整備の要望が出ております。この点についてお聞かせください。

○**教育部長（豊住 章君）** 現在、当尾グラウンドでは、駐車場西側及びグラウンド東側に1か所ずつトイレが設置されており、平成16年度に整備されて以降、築17年目を迎えております。現時点では、20年も経過していない施設を統廃合する考えは基本的にはないところでございます。

ただし、当該トイレ施設はくみ取り式であり、臭気等で利用しづらい状況であるとも考えられますので、今後、当尾グラウンドが原状回復された後の利用状況等を踏まえつつ、その後の整備の方向性を研究していきたいと考えております。

○**9番（福永貴充君）** 築年数などから見て、現状ではまだ難しいのかなといった答弁でありましたけれども、熊本地震の際はこのグラウンドは、グラウンドいっぱい車が止まって車中泊の場所にも使われておりました。私もここで車中泊をしましたけれども、防災という点からも、利用しやすいトイレの整備は重要ではないかと私は思っております。是非その点も含めて、今後検討をしていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、3番の学童スポーツクラブについてお聞きいたしたいと思っております。まず1番、現在の状況についてということですが、学童スポーツクラブが設立をされまして、今年で3年目に入っております。設立当初からのクラブ数の変化、また参加児童数がどうなっているのか、その点についてお聞かせください。

○**教育部長（豊住 章君）** 学童スポーツクラブにつきましては、令和元年度4月に小学校部活動から社会体育団体としての活動へ移行し、丸2年が経過したところでございます。移行初年度の令和元年度は全体で18クラブが設立され、令和2年度では17クラブとなり、令和3年度現在で16クラブへと推移しております。また全体の会員数は、令和3年度現在で280人でございます。

○**9番（福永貴充君）** 練習の強化などであえてクラブチームに変わったというところもあると聞いておりますので、基本的にそう大きな変化はなかったのかなと考えておりますが、2番の今後の在り方についてですが、これは4番と併せてお聞きしたいと思っております。

それでは、3番の学校と学童スポーツクラブの関係性についてお聞きしたいと思

います。現在、学童スポーツクラブでは道具など、バットでもボールでもそうでしょうけれども、こういった備品は学校の体育館や倉庫に置かせてもらって、練習の時に使うといったやり方をしております。これを置かせてもらえなくなった場合、例えば、子どもたちが朝から通学の時、自分でバットやボールを持って学校に通ってくる、こういったことにもなり兼ねません。これでは私は大変危険ではないかと思ひます。また、学校では毎年人事異動があるために、先生が代わったら道具を置かせてもらえないのではないかなといった、そんな不安が保護者の中にはあります。先生が代わっても継続していろいろなクラブの道具を学校に置かせてもらえるよう、教育委員会としても、学校に対して継続的な働き掛けをしていっていただきたいと思ひます。

また2点目、外で行うスポーツなどでは、雨などの場合、特に梅雨の時はそうですが、練習ができない日が多くなってまいります。また、練習を予定していても急な雨の場合など雨宿りをする場所もなく、保護者が迎えに来るまでの居場所が課題でもあります。練習の終了時間であります6時半まで、必要に応じまして教室や会議室を使用させてもらうことはできないのか。この2点についてお聞きしたいと思ひます。

○**教育部長（豊住 章君）** 学童スポーツクラブは、従来からの部活動と同様に、児童が普段通学している学校で放課後において活動できるようにするためのクラブではありますが、学校の運動部活動から社会体育へ移行したため、運営主体は保護者側となっています。

クラブの円滑な運営を維持していくためには、学校と保護者が相互理解を得ながら連携を図ることが必要不可欠でありますので、より良い関係が今後も継続できますよう、市としましても支援を続けたいと考えております。

学童スポーツクラブで使用する道具などの備品を、今までどおり今後も学校の体育館や倉庫に置かせていただけないかというお尋ねの件ですが、保護者の方々におかれましては、大変な御心配、御不安を感じておられるかと思ひます。道具の保管については、人事異動等により先生が交代された場合でも継続して置かせていただけるよう、学校側に対し協力を求めていきたいと考えております。

なお、もう1点の急な悪天候時における雨宿りの場所の借用についてですが、学校側の協力が得られることに越したことはありませんが、学校全体の危機管理など学校側の事情も十分に考慮しなければならないことかと考えられますので、学校側と保護者側の両者にとって最良な方法が見出せるよう、可能な限り相互間での歩み寄りを促し、相互理解・協力が保てるよう努めてまいります。

○**9番（福永貴充君）** 宇城市内でありまして、学童スポーツがない学校からある学

校へ異動して来られた先生もいらっしゃると思いますし、また宇城市外の学校からこの宇城市の学童スポーツをやっている学校に異動して来られる先生もおられると思います。特に宇城市外から来られた先生などは、この宇城市の学童スポーツクラブのことなどを、最初は余り御存じないか方もやはりいらっしゃるのではないかなと私は思います。そういった点からも、是非今答弁いただきましたけれども、今取り組んでいただいているということは私も十分知っておりますけれども、今後も継続的に学校側に学童スポーツクラブの意義を含め、協力依頼をしていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、4番目の運営費補助金、施設利用料免除、大会出場補助金等の継続についてお聞きしたいと思います。学童スポーツクラブの設立時の保護者などへの説明の際は、運営費補助金などは3年間程度をめどに行うという趣旨の説明があっていたかと思います。今年で3年目ということになりますけれども、まだまだクラブの方では指導者の安定的な確保ですとか様々な運営上の課題、今までなかったような課題が出てきております。保護者の方々からも運営費補助金あるいは施設利用料免除、大会出場補助金等の継続を期待する声が挙がってきております。是非来年度以降もこの補助制度を継続していただきたいと思いますが、この点についてお聞かせください。

○**教育部長（豊住 章君）** 現在の支援内容としましては、運営費補助金として年間10,000円＋（会員数×250円）、設立準備補助金として1クラブ当たり30,000円、施設の使用料の免除、大会出場補助金として九州大会以上の大会に出場した際の経費に対し、各種大会規模に準じた額を補助しているところでございます。

なお、学童スポーツクラブにつきましては、クラブチームなど一般の社会体育団体の位置付けと同等で、自立運営していただくことが本来の在り方であると考えますが、将来に向けて学童スポーツクラブ自体が自立し、安定的な運営・活動が行えるよう今後も支援を続けてまいります。

○**市長（守田憲史君）** 福永議員御指摘の運営費補助金、施設利用料免除、大会出場補助金等の継続についてですが、増額は考えても減額は一切考えておりません。

○**9番（福永貴充君）** 教育部長そして予定しておりませんでした。市長からも、力強い答弁をいただきまして大変ありがとうございます。継続していただけるということで、私自身も大変嬉しく思いますし、保護者の方々は何より大変喜ばれると思います。

最後に、平岡教育長に学童スポーツクラブについての思いや考えなどについてお聞かせください。

○**教育長（平岡和徳君）** 私の持論としましては、スポーツは社会を動かすエンジン、

スポーツの持つ可能性がこの社会を変えるという強い思いがあります。そういった中で、学校部活動から社会体育へ移行し、学童スポーツクラブとして活動を継続されている子どもたち並びに保護者の方々におかれましては、何かと不安な思いがおありかと思えます。そこに市教育委員会としましては、子どもたちファーストの考えの下、今市長が申されましたけれども、可能な限り支援を継続していきたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 最後に、平岡教育長からも力強い御答弁をいただきましてありがとうございます。また、学童スポーツクラブの様々な問題解決につきまして、教育長におかれましては、速やかにいろんなことに取り組んでいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。今の教育長、先ほどの市長の答弁をお聞きし、保護者の方々も大変安心されることと思えます。保護者の方々とお話をしていますと、送迎の問題とか経済的な問題などでクラブチームには行かせてやることができない、この学童スポーツがあるから子どもたちにスポーツをさせてやることができる、そういったことを言われる方たちも実際いらっしゃいます。そういった意味でも、この学童スポーツクラブというのはいいい制度だなと私も思っております。答弁にもありましたが、是非今後も支援をよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午前11時05分

第 4 号

6月17日 (木)

令和3年第2回宇城市議会定例会（第4号）

令和3年6月17日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森悦嗣 君
4番 三角隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋佳大 君	7番 高本敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永貴充 君
10番 溝見友一 君	11番 園田幸雄 君
12番 五嶋映司 君	13番 福田良二 君
14番 河野正明 君	15番 渡邊裕生 君
16番 河野一郎 君	17番 長谷誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田紀代美 君
20番 中山弘幸 君	21番 石川洋一 君
22番 岡本泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明 君 書記 桑田祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史 君	副市長 浅井正文 君
教育長 平岡和徳 君	総務部長 天川竜治 君
企画部長 西岡澄浩 君	市民環境部長 杉浦正秀 君
健康福祉部長 岩井智 君	経済部長 黒崎達也 君
土木部長 梅本正直 君	教育部長 豊住 章 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	坂 本 優 子 君
市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経済部次長	浦 田 敬 介 君	土木部次長	平 木 恵 一 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	木 下 義 明 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふ さ 子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君
財 政 課 長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さん、おはようございます。12番、日本共産党の五嶋映司でございます。議長のお許しを受けて一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大も減少傾向を見せ始めました。ワクチン接種の拡大に伴って、終息に向かうことを願うばかりです。しかし、今日にでも発表されそうな緊急事態宣言の解除によって、人的交流の抑制が機能しなければ、感染拡大能力の高いインド型変異株による更なる感染拡大が起こる可能性を、専門家はシミュレーションを示して指摘をしています。子どもたちの運動会は中止や規模縮小をせざるを得ない状況なのに、オリンピックは開催するとの菅首相の発言には、多くの国民が違和感を感じるのではないのでしょうか。このほかにも今の政治に言いたいことはたくさんありますが、時間がありませんので通告した質問に移りたいと思います。

まず、学校給食について伺います。市長が公約された給食費の無料化については、多くの議員がその決意に敬意を表して期待し、先の議会でも4人の議員が言及をされました。私も無料化に向けていろいろな課題があるとの答弁に対して、スケジュールを決めていただいてその課題を克服して、早期の実現を求めました。

そこでお伺いしたいと思います。どのような課題があって、どのような検討をしたのか、そして開始時期はいつ頃になるのかをまずは伺います。

○教育部長（豊住 章君） 給食費の無料化につきましては、前回の定例会においても答弁させていただきましたが、実施するためには、継続的な財源の確保と無料化の対象範囲、公会計への移行、給食費の統一化など様々な課題をクリアしなければなりません。

特に、学校給食費の公会計化につきましては、令和元年7月に文科省において学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが作成され、学校給食費は、公会計処理することを基本とし、その徴収・管理業務については、学校ではなく自治体が担っていく取組を進めていくよう通知されています。

それを受けて、本市におきましても、第2次宇城市総合計画にて、教職員の事務負担軽減や会計業務の透明性の向上などを目的に、公会計化を推進していくことと

しています。しかし、現行の私会計から公会計に移行するためには、関係条例等法令整備などの制度構築及びシステム整備などの環境整備等仕組みづくりに、年単位相当の期間を要します。

このような状況を踏まえ、給食費の無料化につきましては、公会計への移行と同時期若しくは公会計化がなされた後、実施する方向で取り組んでまいりたいと考えておりますので、現段階にて具体的な実施時期をお示しすることはできません。少しでも早く給食費の無料化が実現できますよう、様々な課題を一つ一つ解決していきながら、今後も取り組んでまいります。

○12番（五嶋映司君） 様々な問題とおっしゃった中での一番大きな課題として、いわゆる給食費の公会計化の問題を説明なさいました。ただしこの公会計化は、今提起されていることの中では、教職員の負担軽減が主要な目的であって、給食費を無料化できない要因ではないのではないか。今の説明では、給食費の無料化に公会計化がなければ駄目だという説明ですけど、それはちょっと間違いではないかと思えます。だから、その辺に関してはどうなのか。そして、あと今おっしゃった、例えば給食費の統一化の問題だとかその他の問題は、役所の中のいわゆる事務局の中の内部の問題であって、その問題は内部で調整できれば簡単に解決できる問題ではなかろうかと思えます。そして申し上げた、どういう形で検討したかということに関しては、御答弁をいただいてない部分があります。だから、部内で解決できる問題をどうやろうとしたのか。例えば公会計化に関しては、本当にそれができないのか。給食費を無料化しているところが、公会計化になっていなくてもやっているところがございます。給食費を無料化にすることで公会計化はその後でも可能、もう給食費は集めなくていいわけですから。その辺でちょっと今論点が違っていると思えますが、その辺での御見解をお願いします。

○教育部長（豊住 章君） 本市が公会計化と無料化を並行して進める背景には、学校における働き方改革の具体的方策の1つとして捉えているからです。

昨今、広く理解が進んでいますように、教職員の長時間勤務は看過できない深刻な状況となっている中で、学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を少しでも軽減し、授業改善のための時間や子どもたちに向き合う時間を増やせるよう公会計化を図りたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったことは、公会計化というよりも、無料化にすれば公会計化で軽減される教職員の負担軽減は先にできるんだと。だから、公会計化というのは必要だと思います。それはそれとして進めていただきたいけれども、給食費を無料化するために、公会計化を乗り越えなければいけないんだという理由にはならない。今の説明なんかでもそうですね。なるのかならないのか、その辺

だけ見解をまずはお聞きしておきたい。

○**教育部長（豊住 章君）** 少しでも早く給食費の無料化が実現できますよう、様々な課題を一つ一つ解決していきながら、今後も取り組んでまいります。

○**12番（五嶋映司君）** その問題に関しては、3問目になるからもう続けてやりませんが、今言われていることはちょっと論点が違っているから、是非内部で検討していただきたい。公会計化と無料化の問題は別なんだということをはっきりしておきたいと思います。ここで市長に伺いたかったけれども、最後に市長に伺うことにします。

次に、運用の問題に移ります。昨日、新学校給食センターの内覧会の案内を配っていただきました。完成したことは分かりました。新学校給食センターの給食開始はいつ頃になるのかと同時に、供給範囲を含めてお答えいただくとありがたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 新学校給食センター（宇城市学校給食センター）は、令和3年8月1日から供用開始予定です。

また、調理及び配送等給食提供業務については、2回の試運転を経て、夏休み明けの8月30日から運用を開始いたします。

○**12番（五嶋映司君）** 夏休み明けから運用開始をされる。範囲は今お答えにならなかったけど、現在行われている豊川地区、松橋地区、不知火地区の3地区の小中学校であるということだと思いますが、その辺で間違いはないかどうか後でお答えをいただきたいと思います。

次に、3番目の新学校給食センターの運営について伺います。給食センターの食材費は、総額で約2億円程度とされています。私は、ここではこの運営ということは幅広いことを含みますけれども、給食センターの食品の納入業者の状況や、地産地消という問題を、どういう具合に取り入れようとしているのかをまず伺いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 給食用物資納入については、給食物資納入に係る要綱を定め、それらの規定に基づき登録された納入契約業者より納入されております。

新学校給食センターにおける食品納入につきましては、松橋・不知火・豊野学校給食センターの納入契約業者である市内地元28業者、市外3業者を予定しており、地元業者では対応が困難な米・パンなどの基本物資及び冷凍食品などの加工物資については、市外業者からの納入となりますが、野菜や肉・魚介類などの一般物資については、地元28業者からの納入を基本としております。

また、地産地消については、納入契約業者に対し地産地消への取組についての理解と協力を図り、納入物資における地場産物の利用拡大に向け、引き続き取り組んで

まいります。

○12番（五嶋映司君） 業者は、今まで納めていただいている業者を引き続きお願いをするということで、非常にありがたいと思います。それと同時に、穀物については納入困難ということなんですけれども、穀物の中でも特殊なものは別として、米類その他については検討の余地があるような気がしますが、穀類を地元業者以外のところをお願いする理由というのは、ほかに何かあったら教えていただきたい。

○教育部長（豊住 章君） 米などの地元で調達できるものにつきましては、地元の納入業者によって納入したいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、先ほどの説明の中では穀類は地元業者ではないとおっしゃったけど、是非検討していただいて、できるものは地元業者に是非納入方をお願いするような手配をしていただきたいと思います。そういう話を聞いたんですけれども、実際に給食費の無料化の問題はどうも進んでいないような状況です。今回の課題の最大の問題は、せっかく決めて先ほど教育部長も継続的財政のうんぬんとおっしゃった。それも非常に大事な部分です。それについては、市長はしっかり財政推進に関しては説明をなさっていますので、その辺では余り大きな問題はないと思います。

そこで、今こんな状況でいくと、いつになるか分からないというのが教育部の見解です。市長の公約なものですからなるべく早く、そして皆さんも期待していて、そしてこの前市長の熊日でのインタビューの答えなんかを見てみますと、いわゆるこのコロナ禍の問題もありますけども、困った人たちにどれだけ目を向けられるか非常に大事なことなんだというようなお話を伺って、非常に感動しましたというかありがたいことだと思っておりますが、市長としては、今検討しなければいけない材料というのは、ちょっと的外れの部分があったりなんかしますけれども、その辺を早く是正して、どのくらいにやれるような状況をつくりたいというお考えをお持ちになっているのか、是非、市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 教育部長が申しましたのは、実施時期をお示しできないということであって、遅れているというかやっていないというわけではございません。そして財政的にもふるさと納税がかなり変動的であること、これが恒常的な財源となり得るか、今議論しているところでございます。公約ですので、私も一生懸命頑張ります。しかし、公約で今年中にやるとか言ったわけではございませんので、それなりに執行部としてしっかりと話を詰めながら、これを進めているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 時期を決めて発表していないとおっしゃるのは、もうそのとおりです。ですけれども、やると希望を持たせてもらっているわけですから、今いろ

いろな検討をしながら、なるべく早くやりたいということでは一致するとは思いますが、是非早くやっていただきたい。下手すると来年度になってしまうとか何とかということではなくて、例えば、そういうことでもこういうことをやろうとしたけど、来年度になると無理なら無理なようにちゃんと説明をして、市民の皆さんにもこういうことですよという説明を是非していただくことをお願いして、この問題の最後の給食センターの問題に移ります。

松橋学校給食センターの処分状況について伺いますが、今回の補正予算にも出ているとおり、松橋学校給食センターの処分が決まって、プロポーザルで社会福祉法人東康会に4,800万円で売買が決まったということが発表されております。ネット上でもそれが公開されております。そこで、ネット上で公開されている資料ではありますが、この東康会がどういうところなのかということも調べてみましたが、まずは先に、この東康会の売り渡した先の件について、どのように利用されようとしているのかなど、もう少し詳しい説明をいただければありがたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 現在の松橋学校給食センターは、令和3年8月に新学校給食センターへと統合されるため、施設用途を廃止することとなります。

そこで、宇城市公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有量の最適化による施設コストの削減及び自主財源の確保が図れることなどから、売却により処分することで進めてきました。

そこで売却の方法といたしましては、本センターの立地が市内の中心部と利便性が良いことや、また周辺も住宅街であることへの配慮を踏まえまして、単に価格による売却ではなく民間事業者の活力やノウハウにより、地域福祉の向上や地域活性化等のまちづくりに寄与する事業提案を求めて、跡地の有効活用を図ることにしました。

これに基づきまして、先の令和3年4月に公募型プロポーザルを実施し、審査を経まして、現在は契約候補者を選定しているところです。また、5月には契約候補者による地元説明会を実施しまして、地元の方々も契約候補者の受入れに好意的でありました。

今後につきましては、6月末に売買契約を締結し、8月末に不動産の引渡しを予定しております。令和4年度中には事業の供用開始となっております。

今、議員から御提案がありました事業所は、社会福祉法人東康会、事業内容は第2種社会福祉事業ということで、障がい者の自立支援及び就労支援事業を行われる予定となっております。

○12番（五嶋映司君） 有効に活用できる、就労支援の問題は非常に大事な仕事ですから、そういう意味では非常にいい譲渡先かなという気がいたします。そこで、東

康会とはどういうところなのかというのを私も調べてみました。そして、調べている中でちょっと気付いたのは、この東康会には、東康会を運営する基本となる評議員会の中に評議員として、宇城市の市長と当時の議員1人がこの評議員に就任をされています。そこで、評議員会とはどういうものかというのを調べてみたら、福祉法人の中でどんな役割を持つのかというと、まずは、経営基本方針の決定、理事職・執行職の監督、理事長・執行理事の選定・解雇の権限を持つとされています。いわゆるそれを構成するのが評議員です。つまり、社会福祉法人からその経営を任された者として管理者としての注意義務があって、その義務を怠ったことで損害が発生した場合には、その責任を取るという立場にあるという説明をされています。ところが、市長自身がこの売却先の経営に深く関わっている法人に、市長の責任で市の財産を売り渡すことに多少の疑問を感じますので、この辺の問題はないのかを確認だけしておきたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 宇城市政治倫理条例第3条第1項で、市長は、市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないことを規定していますが、今回の売却は、市ホームページ及び広報紙にて広く提案事業者を募集し、プロポーザル方式による公募にて公平公正に実施しているため、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしているものではありません。

また、地方自治法第238条の3第1項では、公有財産に関する事務に従事する職員について、その取扱いに係る公有財産の譲受けができないと規定していますが、本件は、市長個人が公有財産を譲り受けるものではないため、法上も問題ないと考えております。

○12番（五嶋映司君） 見解としては伺いました。私もはっきり分かりませんが、普通に考えると、市が持っているものを深く経営に関わっている、市の幹部職員が関わっているところに売り渡すことに関しては、何か非常にちょっと大丈夫なのかという感じがしましたからその質問をしましたが、その辺については是非今後ともしっかり確認をしておいていただきたい。それ以上のことは私も分かりませんので、このことはこれで終わりにしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 議長。

○12番（五嶋映司君） え、あの、反問権はあるんですか。

○市長（守田憲史君） 事実上の違いがありますので指摘させてください。この評議員についてでございますが、私は、東康会の理事でした。市長になりましたので、7、8年前に理事を辞めまして評議員になりました。評議員についてはこういう問題は私はないと思ひまして、今年の3月にはもう退任をいたしました。五嶋議員もそれ

は御存じのはずでございます。なぜ、何かインターネットにと、こちら聞きましたら、東康会としては令和元年度のホームページを更新していないというところで私の名前が上がっていたそうでございます。その点については、多少私も倫理的などは思いますが、一切そういう働き掛けもありませんし、また3月に辞めておりまして、4月以降のプロポーザルの中で東康会1者の応募であったそうでございます。何ら私は問題はないと認識しております。

○12番（五嶋映司君） 予期せぬ今、市長の発言がありました。これは反問権になるのかどうか知りませんが、果たしてそれがこの議場の中の発言として正しいのかどうかというのは非常に疑問ですから、後で議運としても御検討いただきたいと同時に、発言回数に関しても今の部分に対する反論の機会を、議長、与えていただきたい。

○議長（園田幸雄君） いいです。どうぞ。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、私を知るすべは初めて調べた時にインターネットしかなかったんですよ。インターネットで調べて出てきて、どうなんだと思って見たら、おっしゃるとおり3月に辞めたと言われたのは、この打合せの段階で初めて聞きました。しかし、これは確認のしようがありません、市長が言われるとおりのかもしれないし。東康会は、そういう発表を早く本当はすべきだと思います。しかも、プロポーザルが行われたのは、決まったのは確かに今です、今の（聴取不能）です。しかし、プロポーザルをするためには事前に準備がいろいろいるはずですよ。その段階での情報の出入りは当然あると思います。ですから、そういう問題については、非常に限りなくグレーだなという感じがした。ですから確認です、確認を求めただけの話であって、これが悪いとかどうだとかいう問題は、まだ判断できる余地にはございません。それをはっきり申し上げておきます。

それでは、次の質問に移ります。ちょっと時間がかかりすぎましたので、次の農業政策について伺います。まず、この農業政策というのは、一昨年の12月議会でも質問をいたしました。この時は、国連が家族農業10年という課題を出してそれに取り組み始めた、国も140か国の提案国の中に日本も入っておりまして、それで宇城市でも家族農業10年と考えたらどうかという質問をしたのですが、なかなかかみ合いませんで、問題がうまくいきませんでした。

もう時間がないので、部長には本当に答弁を準備していただいて申し訳ないんですけども、少し飛ばします。2020年に農業センサスが行われて、宇城市の農業もどんどん衰退しています。5年間ごとに10%ずつぐらい減っているんですね、農業センサスが行われるごとに。ということは、宇城市の農業はほとんどが家族農業です。その家族農業がどんどん衰退していつている。これでは宇城市の農

業はどうなんだと。それとコロナ禍でサプライチェーンの問題が問題になりました。半導体については現実にはいろんな大きな問題が出てきています。ところが農業の食糧については、このサプライチェーンの問題が先進国の中では問題になりませんでした。発展途上国では問題になっています。今後の問題からしても、この農業の食糧自給いわゆる国の農業の在り方、非常に大きな問題だと思いますが、この国連の家族農業10年、2019年から2028年までに家族農業を何とか推進しようという動きに対して、宇城市はどういう取組をされているのかを御答弁いただければと思います。

○**経済部長（黒崎達也君）** 現在、本市におきましても課題解決のため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や、新規就農者を支援する国県補助事業の活用などの対策を講じていますが、根本的な改善には至らないのが実情です。

市では、この現状を踏まえ、今年度から小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を本格的に推進することといたしました。

まずは、農作業に関する一定の取決めなど、本音での話し合いを重ね、経営の効率化に向けた課題をしっかりと把握することから始めたいと考えています。そのためには、各地区へ出向き、あらゆる経営体の意見も聞き逃さないよう座談会形式での会合を重ねていきます。

経営規模や経営形態の別にかかわらず地域で支え合う農業経営を目指すこと、家族農業が家族農業を支える仕組みとして集落営農の育成が必要と判断しました。

集落営農の柱としては、農地の集積、耕作放棄地の解消、機械の共同利用及び作業の受委託とし、任意組合で終わらせず法人化への支援も含めて行う予定です。

現時点における具体的な対策としての予算措置はできておりませんが、小規模農家が安心して農業を営むために、直売所を含めた安定的な販路を確保すること、また販路を拡大すること。学校給食への利用を含めた地産地消の更なる推進を図ることなど、取り組めることがまだまだあると考えています。

○**12番（五嶋映司君）** この問題は、政府は国連の決議の時にはいわゆる提出国として参加をしているんですけども、残念ながら農水省のこの資料を見ても、予算化しているのは今までの予算を何とか使っちゃうまくやろうというような発想になってしまっているんですね。だから、具体的に家族農業10年をやるために、これだけやるというような思い切った発想がまだ農水省から出てきておりません。今おっしゃったように、非常にそういう意味ではそういう発想をしながら、是非政府にもしっかり予算を組んでほしいという要望をしていただいて、宇城市の衰退しつつある農業を何とか支えていっていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） うき未来21の中山でございます。早速通告に従いまして質問をさせていただきます。あらかじめお断りしますが、（3）いじめの早期発見について、（6）宇城市いじめ防止対策推進条例については、今回は時間の都合で取下げさせていただきます。また、議長のお許しをいただき資料を配布しております。資料1は宇城市いじめ防止基本方針から、資料2は文科省が出しています、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインから抜粋しております。また、もう1枚、本日私に情報が寄せられ、新聞社に許可を得て配布させていただきました。

最近、新聞紙上でも県内のいじめについての報道が頻繁にあるようになりました。いじめは被害者の人生を奪うことはもとより、自殺という最悪の事態、結果を招くこともあります。また表面には出ない、いわゆる泣き寝入りの事案も相当あるのではないかと推察できます。私は、そのような被害者をこの宇城市から1人も出したくない、そういう思いから今回の質問で取り上げました。執行部の真摯で簡潔な答弁をお願いし、早速（1）いじめの実態と定義についてをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） いじめの実態と定義についてお答えします。

本市小中学校のいじめの認知件数は、令和元年度135件、令和2年度97件となっております。令和2年度の内訳として小学校が83件、中学校が14件となっております。なお、いずれの年度分のいじめに関しては全て解消となっております。

いじめの発見のきっかけの多くが、アンケート調査など学校の取組によるものです。また、いじめの態様は、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるなどが多くを占めています。

いじめられた本人の主な相談相手としては、担任の先生が最も多く、少数ではありますが誰にも相談しない児童生徒もいます。このことからアンケート調査は効果的であると考えます。

次に、いじめの定義ですが、平成25年制定のいじめ防止対策推進法の第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与え

る行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と記載されています。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であります。また、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

いじめられていても自分の弱い部分を見せたくないなどの理由から、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、その相談をすることは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、確認する必要があります。

ただ、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要があります。

○20番（中山弘幸君） 今報告があった件数は、教育委員会に報告書が上がっている件数として理解してよろしいですか。それと教育長に確認しますが、以前はいじめであるか否かを学校や教育委員会が判断していたが、平成25年の法改正で、本人が他人からの行為で心身の苦痛を感じているものと変わったと、私は理解しております。もしこれに例外があるとすれば、どのようなことが考えられるかお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） まず初めに、先ほど部長が答弁しましたとおり、いじめ防止推進法よっての行動を速やかに起こすということが、私たちの一番の責務だと思っておりますし、今議員おっしゃられた例外については、全てのいじめには例外はないと思っております。本人が苦痛を感じているのであれば、その解決に向けて丁寧な調査を行いながら、そして適切な対応を取っていくというスタンスであります。

○20番（中山弘幸君） 今の例外がないという答弁がございました。私は基本的に学校や教育委員会が、自分たちにとって都合のいい解釈でいじめではないという判断をしないために、またいじめを行った側が自分には悪意はなかった、相手を思った好意からの言動だったなどという言い訳ができないように、法改正が行われたと考えます。そうでなければどんな言動があったとしても、うまく言い訳をすればいじめにはならないというふうに勝手な解釈が生まれることになり、それは双方にとって不幸な結果しか生みません。故に私は、いじめがあったかなかったかを判断するのは、行為を受けた本人だと理解します。

そこで、教育長に再度確認いたします。いじめがあったかなかったかを判断するのは誰でしょうか。端的にお答えください。

○教育長（平岡和徳君） 子どもたちの小さな心のサインについては、各学校その場で見逃さないように、先生方は蟻の目をもって、そして管理職は鳥の目をもって未然防止、早期発見、早期対応について丁寧に努力されております。そのことを改めて心から感謝をしたいと思っておりますし、今後も緊張感を持ちながら、油断や過信のないよう一体感を持った市としての教育委員会としての宇城市を前に進めていく、教育の根本だというふうに思っております。宇城市において、各先生方、各学校現場の中で丁寧な対応を取りながら、命を守る教育、安全で安心な学校づくり、これをさらに推進してまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今、私の質問に対する答弁がありませんでした。いじめの判断をするのは誰かという答弁がなかったので、議長、再度お願いします。

○教育長（平岡和徳君） それにつきましては、部長の答弁の中にもありましたように、子どもたちに関わる全ての大人若しくはそこに関係する周辺の生徒たち、児童たちという内容の中を丁寧に調査しまして、学校という組織の中で対応していくということが、まず第一番目だというふうに思っております。

○20番（中山弘幸君） 今の答弁では、学校が調査をして学校が判断をするという理解ですね。本人ではないということですね。

次に、2番目の質問に移ります。いじめが起きたときの対応について。まず、いじめと思われる事案の情報を学校が入手した場合、どのような段取りでいじめの認知が行われ、その後どのような対応がなされるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） いじめが起きたときの対応についてお答えします。

学校が情報を得て調査を行った結果、いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行います。

また、必要がある場合は、事案に応じて家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応しています。

このため、教職員は日頃より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要となります。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められますが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息させるのではなく、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関

係の修復を経て、当事者双方や周りの児童生徒全員を含む集団が好ましい関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれます。

こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく体制をとっております。さらに、全ての児童生徒が発生したいじめに向き合うことを通し、その反省や教訓を糧に集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めています。

○20番（中山弘幸君） 今の答弁によりますと、学校がいじめの情報を知り得て調査をしても、認知されない場合があるということですのでけれども、私が国のいじめ防止対策基本法を見る限りでは、そのような例外があるような条項は見当たりませんが、再度教育長にお尋ねをいたします。本人から、他人からの行為で心が傷つき、体調を壊し入院し、なおかつ学校や部活動に行けなくなったという申出があった場合、このような場合でも認知されない場合がありますか。

○教育長（平岡和徳君） あるかないかの内容でよろしいですか。

○20番（中山弘幸君） そうですね、ないとしたらその理由を。

○教育長（平岡和徳君） これは先ほど部長から話がありましたように、様々な見解からまたは角度から多角的に客観的な内容で組織として対応した中で、それを調査した上でいじめというものについての対応が始まるか否かというふうになっておりますので、そこをリスペクトしながら学校との共通理解を持ちながら前に進めるという中で、学校がそれを認知しなかったという判断は尊重したいというふうを考えております。

○20番（中山弘幸君） 当然その場合、教育委員会にも相談があるはずだと思います。先ほど定義について一切の例外はないというふうに答弁されました。要するに、本人がそう感じていればいじめということになるわけですが、それを本人から心が傷つき、体調を壊し入院し、なおかつ学校や部活動に行けなくなったと、そういった根拠のある申出があったとしても、それはいじめとして認定されないということですか。

○教育長（平岡和徳君） そのために丁寧な調査を学校で行っていただきながら、学校の現場では、今いじめ対策もそうですけれども、あとは体罰防止そして不祥事防止、そして繰り返される過剰なクレームに対しての対応等、様々なところで子どもに向かい合いながら、子どもたちの未来に触れているという自覚を中心に据えて対応をやっていただいています。それについて先ほど感謝したところですのでけれども、そういったものの中で我々の方に報告が来るわけです。ですからその意見について、その内容の実態調査についてはリスペクトする。そしてなおかつ踏み込みながら、その調査の正当性というものについても確認を深めていくというのが、その継続した

中でのいじめ対応の我々のスタンスだというふうに思っております。

○20番（中山弘幸君） それは、国のガイドラインからすれば私は反していると思います。明らかに本人から根拠を示して申出があった場合は、私は認知するべきだと考えます。

質問の回数がありますので、次に移ります。次に、重大事態の定義についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 重大事態の定義についてお答えします。

いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の定義は、1つ目に、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2つ目に、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと記してあります。

1つ目の生命、心身又は財産に重大な被害については、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を被った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合に着目して判断していきます。

2つ目の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により迅速に調査に着手することが必要になります。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が、いじめの結果ではない、あるいは重大事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たることと規定しております。

いずれにしましても、児童生徒の生命、心身の健康または財産を守り抜くために学校と行政が連携して、丁寧に対応していくことが大切であると考えます。

○20番（中山弘幸君） 今答弁がございましたけれども、教育長に再度お尋ねします。今答弁のとおり、仮に2つの条件に当てはまらなくても、児童生徒、保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が、いじめの結果ではないあるいは重大事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たることと規定しておりますと答弁されましたね。では、このことに例外があるかないか、あるとすればどういう場合か、教育長の答弁を求めます。

○教育長（平岡和徳君） 先ほどから申し上げている内容と重なるところがありますが、やはりそれぞれに様態は違います。それに対して我々の調査の中で学校とのコミュ

ニケーションをしっかりと取りながら、子どもたちの命、そして今後の進路保障について何が一番いいのかということをも前提とした話し合いを重ねていくしかないというふうに思っております。学校は心のアンケートや教育相談等を通じながら、いじめの未然防止や早期発見、早期対応についてかなり高いレベルで宇城市は努めていただいております。そういったものの中から、今議員がおっしゃるような例外というものについては、私自身法の下にきちんとした対応をされていると思いますので、例外はないというふうに考えております。

○20番（中山弘幸君） 今、例外はないというふうに答弁をいただきました。資料の2の3の中ほどに、重大事態の発生に関わる被害児童生徒、保護者からの申立てにより疑いが生じることとあります。要するに、児童生徒、親からの申立てでは学校が知り得ない極めて情報である可能性があることから、調査をしないままいじめ重大事態ではないと断言できないことに留意するとあります。今、教育長から例外はないという答弁をいただいて安心をしております。

それで、教育長に再度御確認をいたします。要するに、被害者児童生徒、保護者から申立てがあった場合には、重大事態の発生を疑って調査をすべきということが国の法律の第28条の1項に記されております。ということは、児童生徒、保護者から重大事態の発生への申出があった場合には、速やかに調査をされるということでしょうか、教育長。

○教育長（平岡和徳君） 当然、未然防止そして早期発見、早期対応の部分の中に含まれると思います。今言われたような一方からの御意見があった、その反応がありました。しかし、これについてはそれを取り巻くまた他者もいるはずですから、そこを丁寧に学校で調査をいただいて、こちらからの言い分、こちらからの言い分というものをきちんと精査していただきながら、そして、まずはそこで問題解決をしていただくような努力を進めていただく、家庭訪問であったりケース会議であったり、また必要であればドクターや専門性の強い養護教諭、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、こういったものを総合的に含んだ学校組織の中で聞き取りをやっていただき、そしてできるだけ早くスピード感をもって解決するという対応、これによって複数件あるいじめ事案の解消が宇城市は全てできているというふうに考えておりますし、校長先生のリーダーシップの下に、先生方の取り組まれている、子どもの未来に触れているという深い自覚を中心にした学校生活の中での取組を、高く私は評価したいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今答弁されましたが、それは重大事態と認定した後のことですか。それとも重大事態と認定する前の話ですか。重大事態の発生には例外がないと言われたから、それは重大事態の発生への調査のことですか、今の答弁は。重大事

態と認知して、その調査の話ですか。それとも重大事態と認定する前の話ですか、今の答弁は。

○教育長（平岡和徳君） 私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、以前、以後含めて子どもたちの未来に関わっているという深い自覚を持って対応すべきだというふうに考えております。

ちなみに、宇城市においての重大事態については、令和2年度、令和3年度については報告されておられません。

○20番（中山弘幸君） 時間が無いので先に進みます。次に、重大事態の対応の中で、この重大事態の調査の目的を教えてください。

○教育長（平岡和徳君） まず重大事態の調査は、その事態に対処するとともに当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために、それを目的に行うものです。

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ報告し、教育委員会はこれを市長に報告いたします。この場合、教育委員会または学校は、その重大事態に対処し事実関係を明確にするための調査を行います。

重大事態の調査は、教育委員会または学校が実施することとなりますが、調査の実施主体については教育委員会が判断していきます。学校が調査主体となる場合は、いじめの防止等の対策のための組織を母体としまして、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることとしております。教育委員会が調査主体となる場合につきましては、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づきまして、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として設置します対策審議会において調査を行います。これらの調査組織による調査は、重大事態への対処または重大事態と同種の事態発生防止の観点から、内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとしています。

事実関係を明確にするための調査の実施は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くものではなく、事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施をしているところです。

○20番（中山弘幸君） 今答弁がありましたけれども、端的に言えば、全容を解明し自らの対応を真摯に見つめ直して、再発防止を防ぐということだろうと思います。よって、私はその重大事態は本人からの申出があった場合には、例外はないという先ほどの教育長の答弁もありましたので、そういうふうに理解をしております。

ちょっと時間がありませんので、最後の質問に移ります。教育長と市長に同時に質問いたします。まず教育長に、今後教育長に、本人または保護者から、いじめにより体調を壊し入院し、学校や部活動に行けなくなった、そしてまた友だち関係も

元に戻っていないなどの理由で、重大事態が発生していると申立てがあった場合には、いじめ重大事態として認定をされますか。

市長に2点お尋ねいたします。1点目は、いじめがあったかなかったかの判断は誰がすると認識されておられますか。2点目は、今後、児童生徒本人並びに保護者から市長に対して、いじめにより重大事態が発生しているので調査をしてほしいという申立てがあれば、教育委員会に調査をするように指示をされますか。以上、答弁をお願いします。

○教育長（平岡和徳君） 仮定の話というふうに伺いました。その内容に対しての答えでよろしいでしょうか。

○20番（中山弘幸君） いいです。あったときにどうするかという。

○教育長（平岡和徳君） 個別案件ですので、詳細についてはこの場というよりは教育委員会を通しての中で、また別の場所でやることと思っておりますけれども、そういった認知うんぬんの中の学校現場の内容を正確に私たちは共有しながら、双方の児童生徒から、丁寧にやはり聞き取りを行うということが第一番目です。片方ではなくて双方から。そして、できればそのケース会議若しくは会議の中で必要があれば保護者の協力を得ながら、そういった中で組織的に対応することで子どもたちの未来に対して進路保障であったり、次の学校への部活動も含めて学力向上についての取組であったり、そういったものが積極的に行えるような環境づくりをいかにチーム学校として学校総体として取り組めるか、それを私たち教育委員会は全力でサポートしていく。その関係性の深さは、これ以上にこれからの時代は必要だと考えております。

○市長（守田憲史君） 一番目の御質問には、やはり教育委員会が対応すべきだと考えるところです。この問題に関しましては、その都度私は報告を受けております。まずは、教育政策ですから教育委員会で対応いただきたいと考えます。この議会において市長が意見を述べることは、教育委員会の独立性、中立性を損なうおそれがある案件と思いますので、発言は控えたいと思います。引き続き注視していきたいと考えます。

○20番（中山弘幸君） 先ほど教育長は、重大事態に例外はないとお答えされましたけれども、私が聞くところによりますと、既に教育長には保護者から重大事態の発生の申立てがされていると聞いております。2か月経っておりますが何ら回答がないと聞いておりますが、その件について何か答弁はありますか。

○教育長（平岡和徳君） 特段ございません。今後継続して慎重に内容を把握したいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 本日は時間の都合で深い議論はできませんでしたが、この問

題は引き続き取り上げていきたいと思ひます。

実は、今から8年ほど前、私の娘が中学校に在学中にいじめと問題行動の事案がありました。当時私はPTAの副会長をしておりました。学校が初動対応を誤り、対象の生徒に適切な指導ができませんでした。そこで、PTA会長の協力を得て当時の教育長とも掛け合い、適切な対応をしていただき、結果的に大事に至らずに済むことができました。その時痛烈に感じたことは、初動対応を誤れば取り返しのつかないことになる。また学校は被害者よりも加害者をかばうということでした。そのことが今日、一向にいじめがなくなる大きな原因であると私は確信を持っております。どうか市長並びに教育長の真摯なる対応を期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、山森悦嗣君の発言を許します。

○3番（山森悦嗣君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、会派彩里、山森悦嗣でございます。市長をはじめ執行部におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に日々御尽力をいただいておりますことに心から敬意を表するとともに、ワクチン接種を希望される方々に、一日も早くワクチン接種されることを願っております。それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告申し上げておきました、大きくは2点について質問させていただきます。

まずは、大きな1点目、宇城市立保育園の民営化について。小さな1点目、これまでの民営化の状況について、平成26年度に策定された公共施設見直し方針及び行政改革大綱に基づき、松橋・小川・不知火・三角の順に公立保育所を民営化してきたが、その状況と効果についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 公立保育所民営化は、議員御質問のとおり、平成28年度に松橋地区の松橋保育園を最初に、翌平成29年度には小川地区の河江保育所、令和元年度に不知火地区の不知火保育園、そして本年度より三角地区の青海保育園と大岳保育園を統合した青海保育園を、それぞれ社会福祉法人に運営移管してまいりました。

民営化後の各園の状況は、民営化以前に取り決められた事項が忠実に履行されて

いるかの確認や、移管後の保育環境変化により起こる問題等について、移管先法人与保護者そして市で構成する定期的な三者協議会において協議しており、民営化以降、各園で大きな問題等は発生しておらず、おおむね良好な保育が行われていると認識しております。

また、保育環境の整備も移管先法人により順次実施されており、河江保育園は既に新園舎の建て替えが完了、松橋保育園も現在園舎建設工事が順調に進捗しており、本年8月には完成する見込みであります。

民営化に伴う財政効果としましては、平成27年度から決算認定を受けている令和元年度までについて、民営化を行わなかった場合と各年の決算額とを対比したところ、総計で約7億4,000万円の削減となっている試算であります。

また、令和元年10月に国の幼児教育・保育の無償化が始まったことにより、無償化該当の3歳以上児童の給付費については、私立保育園では国2分の1、県4分の1の負担金がありますが、公立保育所では全額が市の負担であることから、園児一人当たりに対し、市が負担する費用額の差はさらに増加してきている状況にあります。

施設整備面においても、公立運営ではその整備費用が全額市の負担ですが、社会福祉法人等が整備する場合は、その大部分が国の補助金で賄われますので、民営化による財政効果は非常に大きいものと考えられます。

○3番（山森悦嗣君） 健康福祉部長の説明で、移管先法人により良好な保育が行われ、財政面の効果も大きいことを理解しました。

それでは、次に小さな2点目、豊野保育園の民営化についてお尋ねします。現在、公立保育所は三角地区の戸馳保育園と豊野地区の豊野保育園の2施設が公立保育所として運営されていますが、両保育所の今後の方針についてお尋ねします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 議員御質問のとおり、現在、三角地区の戸馳保育園と豊野地区の豊野保育園の2園が公立保育所として運営されており、戸馳保育園については、本年3月から4月にかけて、第2回目となる移管先法人の公募を行ったところです。

結果としましては、応募された法人がありませんでした。このため、今後の園の方向性については、地元の行政区長や同園保護者の皆様方と今後協議を行ってまいります。

豊野地区の豊野保育園につきましても、現在実施している事業やサービスが民間でも同じように提供されていることから、段階的な民間移譲を行う市の方針に基づき、今後民営化を推進してまいります。

○3番（山森悦嗣君） 再質問になりますが、戸馳保育園は今後地元と協議を行い、豊

野保育園については民営化を進めていくとの答弁でしたが、今まで民営化は、市の重要施策と位置付けて取り組んでこられたと思います。豊野保育園の具体的な民営化、時期などについて、市の方針についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 今後の方針といたしましては、仮称ですが、宇城市子どもセンターの開設と併せ、豊野保育園の民営化を令和5年4月1日に実施したいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 守田市長の御答弁で、豊野保育園の民営化時期について確認いたしました。民営化を行うことによる保育環境の変化など、園児及び保護者は不安に感じると思いますので、その不安解消を図りながら民営化を推進されますようよろしく願いして、次の質問に入ります。

大きな2点目、タイケン学園について。小さな1点目、豊野町への誘致計画の進捗状況について、現状での誘致計画がどの程度進んでいるのかお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） タイケン学園の誘致計画については、現在、協議の段階ではありますが、日本ウェルネス高等学校熊本キャンパスとして来年の開校を目指して進めているところです。

本校は、通信制の高校として3学年合わせ200人の生徒数を予定しており、スポーツ選手の育成に力を注いでいる学校です。なかでも有名な選出として、リオオリンピックで活躍した、バドミントン銅メダリストの奥原希望選手や大学在籍生ですが、女子プロゴルフの賞金ランキング2位の稲見萌寧選手、今年度の西武ライオンズドラフト1位の渡部健人選手など数多くの選手を輩出しております。

誘致に必要な条件として、昨年6月に締結した連携協定に基づいた①宇城市「教育のまち」推進に関する事、②中・高等教育施設の開設及び設置に関する事、③定住人口の増加に関する事、④公共施設の有効活用に関する事を持って協議を進めています。具体的には、中・高等開設及び設置、公共施設の有効活用が協議の焦点となっております。市所有の公共施設の改修費用の補助や法的整備、契約事項など最終段階の大詰めを迎えているところです。

先週、私自身がタイケン学園の理事長とお会いし、学園の施設配置状況や寮の間取り、野球場の課題、先生・指導者の確保、中心となる部活動の考え方、生徒の募集状況など学園側の開校へ向けた準備の状況がうかがえたところです。

本市においても、開校に向けた準備等に対し、連携協定に基づいた協力について最終結果が整い次第、議会にお諮りしたいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 総務部長の答弁で、先週、理事長とお会いされた時、その中で寮の間取り、野球場の課題、先生・指導者の確保、生徒の募集状況などが学園側からうかがえたということでしたが、その点についてもう少し詳しくお尋ね

します。

○総務部長（天川竜治君） 寮の間取りについては3DKを予定していますが、建設戸数については、タイケン学園と協議をしながら進めていきたいと思っています。

豊野グラウンドの課題は、軟式から硬式に変わることによって道路通行者への落球による事故を回避しなければなりません。そのため、落球防止措置としてのネット整備が必要となります。

また、指導者の確保や生徒募集に関しては、理事長のイメージは人脈を通して有能な指導者の確保に努めたいとのことでした。ただし、生徒募集に関しては、学校の設備の充実した様子がなければ難しく、令和5年度から本格的な募集が始まる感じで受け止めました。

○3番（山森悦嗣君） 今回の答弁で理解しました。寮の建設戸数については、タイケン学園との協議をしながら進めるとのことです。今後、細かい部分も出てくると思います。その都度、問題を提起していきたいと考えております。本格的な募集は令和5年度から始まるとの認識でよろしいですね。そういったことで私は理解しております。

小さな2点目、令和4年4月の開校予定について、先日の理事長との協議を経て、学園側の開校に向けた取組についてお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） タイケン学園の開校は、来年の4月を予定されています。

しかしながら、すぐさま通常の学校運営への展開は難しく、ネット授業が主になることが予想されます。

生徒募集の鍵は、学校環境が整っていることが重要であり、初年度の開校時には、生徒の確保がかなり難しいため、現状ではネット配信等を利用した通信制の学校運営を考えておられます。その後、施設の充実に合わせた学校運営に移行する方針とお聞きしております。

理事長からは、沖縄キャンパスの生徒が増えて寮の増築が必要になるため、沖縄キャンパスの生徒を移住させることも検討しているとのことでした。

注目している部活動については、野球、バレー、バドミントンなどを計画されているようです。

○3番（山森悦嗣君） 注目している部活動が、野球、バレー、バドミントンと計画されているようですが、女子生徒はバレー、バドミントンという認識でよろしいですか。そういった感じの流れですか。

○総務部長（天川竜治君） 現在、理事長のお話によりますと、女子生徒はバレー、バドミントンを考えていらっしゃるけれども、いかんせんやはり指導者の確保が一番重要ということで、指導者が整ったところから始めていきたいというお考えで

ございます。

- 3番（山森悦嗣君） これからという認識であります。この答弁の中で、理事長が沖縄キャンパスの生徒が増え寮の増築が必要になるため、沖縄キャンパスの生徒を移住、転校させることも検討されているということでありましたが、このことに関しては、私自身もかなり疑問を持ったわけでありまして。これに関しては、理事長とお会いしたとき若しくは伊藤事業開発部長にお会いしたときに、直接私からもお聞きしたいことでもあります。やはり生徒たちもちろん保護者の方たちもそこを望んで入学されたと認識しておりますので、さあ、ここは寮に人が増えたから、じゃあ熊本にキャンパスを造るからそっちに転校してくれといった考えでないかという自体が、私もちよっと大丈夫なのかという不安も感じております。その中で近々会える機会があったときに、直接私から聞いてその中身を詳しくお聞きしたいと考えております。

小さな3点目、対象施設の在り方についてお伺いします。タイケン学園が使用する施設はどの施設になるのか。また、その専有する施設はどこなのか。先ほど部活動について野球、バレー、バトミントンなどを計画されているとのことでしたが、そのような場合、豊野グラウンド・体育館をタイケン学園が専有するのではないかという不安の声も出ているわけでありまして。市民が使用する場合、どのように調整されるのか。また、学園運営における地元の雇用など、どのように考えておられるのかお尋ねします。

- 総務部長（天川竜治君） 前の質問では、協議の最終段階と申し上げましたが、具体的な学園側が使用する施設は、校舎とする旧豊野公民館、寮生等の食堂として使用する豊野給食センター、部活動では旧豊野小学校体育施設、豊野グラウンドなどを拠点に使用する予定となっております。

旧豊野公民館、豊野給食センターについては、廃止または8月1日付けで廃止される施設のため、タイケン学園が専有する施設となります。旧豊野小学校体育施設及び豊野グラウンドについては、各条例で定められた使用方法となるため、専有ではなく予約の調整等が必要となります。

地元の雇用、食材の卸しなどについては、学園側の方針として、できる限り地元を優先し貢献したい旨の提案があつていますし、他の自治体で開校した学校においても同様にされていることを確認しております。また、災害が発生した場合の協力や学校周辺のごみ拾いなどを教育の方針とされているようです。

- 3番（山森悦嗣君） 地元説明会で地域密着型の学校運営として、地域行事への積極的参加、学校行事への地域住民を招待、ごみ拾いなど奉仕活動や農作業の手伝いを積極的に行う学校施設を災害時の一次避難所として活用する、4つのことを言われ

ておりました。熊本地震の時、旧豊野公民館が避難所として利用されておりました。現在、防災拠点センターがありますが、昨年9月に台風10号が接近した際、報道で非常に強い特別警報級の台風10号が接近していると、何度も報道で流されておりました。住民の方も心配されて、豊野防災拠点センターにたくさんの方々が避難されて来られました。豊野防災拠点センターもすぐに満杯になり、中学校の体育館が第二避難所となった経緯があります。夏の暑い時期、空調設備も整っていない施設の避難は大変だと思います。そのように避難したくないと思う方々が今後増えないように、一時的な避難を要するときには施設の利用ができるかどうか、今後タイケン学園側としっかりと協議していただきたいと思っております。その点に関してはよろしく願いしておきます。

そこで、再質問に入ります。学生を受け入れる体制をどのように考えているか、寮の建設は間に合うのかどうかお伺いします。

○総務部長（天川竜治君） まず、避難所についてお答えします。本施設は学校施設になるため、通常の避難所としての利用は難しいと思いますが、議員御指摘の大規模災害時の一時的な避難所としては協議してまいりたいと思っております。

学生たちが健やかに学校生活を過ごすためには、環境の整備が重要なことだと思っています。若い学生が豊野町に住むことで、にぎわいによる町の活性化に寄与されると思います。

復興支援住宅を活用した寮についても、4月の開校に間に合うように進めていきたいと思っております。

○3番（山森悦嗣君） 旧豊野小学校跡地周辺が整備され、若い学生が住むことで豊野町も活気づいてくれると思っております。そして、何より若いエネルギーで私たちに魅了してくれると信じています。それぞれの世代のバランスも必要だと考えるわけです。若い世代がいるから次につなげようと考えたり、努力したり、行動したりします。そして、その中で発見してチャレンジしていく、未来に向かって変化していけば、希望も見えてくると感じております。

再々質問になりますが、令和4年4月の開校に向けた守田市長の思いを聞かせていただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 基本協定の締結へ向けた最終段階ではありますが、宇城市にとっても地元豊野町にとっても、まちのにぎわいに一翼を担う大きなプロジェクトになると思います。学校、学生たちを通じた地域おこしに期待したいと思っております。

熊本地震時の仮設住宅を移設し、3DKの学生寮を20戸近く建設したいと考えているところでございます。また、山森議員御指摘の旧豊野公民館、旧給食センターも、これは避難所として災害時には利用できるよう今後お願いをしてみたいと考

えます。よろしく申し上げます。

○3番（山森悦嗣君） 地元豊野町にとっても、本当に大きなプロジェクトだと思っております。令和4年4月の開校に向けて、余り時間もありませんが、宇城市職員25人体制で対応されていると地元説明会で報告がありました。コロナ禍で大変かと思いますが、是非豊野町に誘致できるよう頑張っていただきたいと思っております。私たち議員もこれまで何度も視察を計画しましたが、全て新型コロナウイルス感染症で断念せざるしかない状況でした。今後も感染の状況を見ながら、視察の計画を立てている予定です。全国から日本ウェルネス高等学校熊本キャンパスに学生が集まってくるよう環境を整備し、何より迎え入れる私たちも学生たちの気持ちになり共に歩んでいきたいと、その道のりが険しいなら険しいほど目標に向かった時の達成感は計り知れない嬉しさがあると信じております。まさに守田市長、可能性を追求したいと思っております。何卒、今後豊野に誘致できますよう、25人の職員にはタイケン学園の誘致に向かって、全力で誘致できますようよろしく願いしておきます。

最後になりますが、現在私ごとでありますけれども、昨年からプロジェクトを立ち上げ、新たな道を進んでおります。そこは農業に関してであります。私は農業を経営しておりますので。このまま豊野が、農業経営者が減り衰退していくのではないかという危機感があります。だったら、今7年前から勉強しております農業で、稼げる農業を取り組んでまいりました。その中で、9月、10月はなかなか好成績でありましたけれども、その後なかなか思うように収穫もできず失敗した時期がずっと続いたわけでありまして。その中で3月になり、ようやく原因が見つかったわけでありまして。この原因を突き止めたのちに5月にはなるほどと、今まで見たことがないような作物ができました。これを今年また新たなステップとして取り組んでいきたい。今後地域の農業が衰退していかないよう、そして後継者を増やしたいという、その思いで取り組んでいる大きなプロジェクトであります。これで稼げて、そして地域おこしをしたいというふうに両面から考えております。タイケン学園もそうですけれども、地域経済も衰退しないように取り組んでいきたいと思っております。残りあと少しありますけれども、この1年間が豊野が大きく変わる転換期に向かっていると私自身思っておりますので、今後とも精一杯努力して邁進していきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中であります。本日の会議はこれで延会したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午前11時49分

第 5 号

6月18日 (金)

令和3年第2回宇城市議会定例会（第5号）

令和3年6月18日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問
日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山 森 悦 嗣 君
4番 三 角 隆 史 君	5番 坂 下 勲 君
6番 高 橋 佳 大 君	7番 高 本 敬 義 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君
18番 入 江 学 君	19番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君	21番 石 川 洋 一 君
22番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 川 康 明 君 書 記 桑 田 祥 一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 天 川 竜 治 君
企 画 部 長 西 岡 澄 浩 君	市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長 岩 井 智 君	経 済 部 長 黒 崎 達 也 君

土木部長	梅本正直君	教育部長	豊住章君
総務部次長	元田智士君	企画部次長	坂本優子君
市民環境部次長	森下功治君	健康福祉部次長	植野修君
経済部次長	浦田敬介君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	井住寿宏君	三角支所長	梅田徳久君
不知火支所長	岩竹泰治君	小川支所長	木下義明君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂井明人君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	井澤ふさ子君
監査委員事務局長	松川弘幸君	農業委員会事務局長	白木太実男君
財政課長	米田年宏君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、会派彩里、三角隆史でございます。東京オリンピックを約1か月後に控え、明後日をもって都市圏の緊急事態宣言も解除されることになっており、果たしてコロナは感染拡大か、またはワクチン接種が進むことにより終息に向かうのか、注目されるところであります。東京の感染者がなかなか減少に転じない状況が非常に気になります。政府によると、11月には希望する全国民の接種を終了したいとのことなので、アフターコロナも見据えた動きも今後必要となってきます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく3点、教育行政、防災・減災、宇城市に魅力総出について質問をさせていただきます。まずは大きな1点目、教育行政について質問させていただきます。宇城市におきまして、社会体育に移行し2年が経過しました。スムーズな移行がなされているのか非常に気になるところです。学校の先生の負担は確実に減ったのは良かったとは思いますが、子どもたちはやりたいスポーツ、文化活動はできているのでしょうか。今の現状をお伺いします。

○教育部長（豊住 章君） 移行初年度の令和元年度は全体で18クラブが設立され、令和3年度現在で16クラブへと推移しております。また、全体の会員数は令和3年度現在で280人、指導者数は43人でございます。

種目別での活動状況としましては、サッカー・野球のそれぞれ4クラブ、ハンドボール・ソフトボール・バスケットボールのそれぞれ2クラブ、バドミントン・総合運動のそれぞれ1クラブが活動しております。

また、社会体育移行により、その後子どもたちの受入態勢が必要となり、一般的には民間のクラブチームなどへの加入が1つの選択肢として考えられます。実際に加入し活動されている実例も見受けられますが、クラブチームへの加入となりますと、相応の費用負担などが保護者の方々へかかることとなります。そうした負担を少しでも軽減できればとの思いで発足されたのが学童スポーツクラブであり、本市としましては、部活動に代わる受入態勢を構築しているところでございます。

○4番（三角隆史君） 社会体育に移行してから、本来ならば部活動に入っていそうな

子どもでも、学童スポーツクラブまたは総合型スポーツクラブ等に入らず、家でゴロゴロしているということを耳にする機会がよくあります。子どもたちが社会体育移行で運動する機会を無くしてしまったかもしれません。社会体育移行は、子どもたちにとってより良い方向に向かっているのでしょうか。市は、そのあたりどういふふうにお考えかお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 社会体育への移行後、従来の部活動と同様の活動が満足にできているのかとの疑問には、全てカバーできているとは言えない部分もあるかと思えます。そうした心配を少しでも減らせるように、学童スポーツクラブへの支援を続けております。例えば、指導者に対する研修実施の支援や会員が加入する各種保険の申込手続支援、そのほかにも各クラブが活動する上での活動計画や指導者確保に対する助言・指導などを行っております。

部活動の頃と比較しますと、競技種目の選択肢が減少している状況は否めませんが、子どもたちが体を動かす機会を失わないようにする必要があります。家庭環境などにより、運動したくてもできない子どもをつくらないようにするため、部活動と同様に放課後において学校で活動することを市が認めた社会体育団体が学童スポーツクラブでありますので、今後も支援を進めてまいります。

○**4番（三角隆史君）** 先日いただきました第2次宇城市総合計画にも、小中学生の体力が低下傾向にあると書いてありました。運動環境の変化によるものなのか、運動する機会が減ってきているのか分かりませんが、子どもたちが充実感を持って楽しく生き生きと臨めるスポーツに出会い、自分を高めていくことが社会体育の務めであると思えますが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 子どもたちが、幼い頃から運動・スポーツに親しむことによって、学校での体力・運動能力調査の平均が、全項目で県平均を上回るレベルへ体力の向上を目指せるよう支援してまいります。

また、子どもたちがスポーツ活動を行う上で夢を持ち続けることは大切なことであり、大規模な大会へ出場することは、夢を持ち続けるための1つの要素であると考えます。大会出場補助金や運営費補助金などの財政的支援、施設使用料の減免措置による施設使用料の支援、学校施設を優先的に確保する活動場所の支援など、将来に向けて学童スポーツクラブ自体が自立し安定的な運営・活動が行えるよう、今後も支援を続けてまいります。

○**4番（三角隆史君）** 学童スポーツクラブ及び総合型スポーツクラブの運営や指導者の確保、指導者の仕事場の理解、指導者の報酬、子どもたちのやりたいスポーツの発掘等、課題は数多くあるとは思いますが、もともとスポーツ運動レベルの高い宇城市です。子どもたちの潜在能力を引き出し、高い夢の持てる環境づくりをお願い

しまして、次の質問に移ります。

令和5年度より中学校においても段階的に、まずは休日の部活動を地域へ移行するいわゆる社会体育移行が行われると聞いております。宇城市において中学校の社会体育移行について、現在どういう認識でおられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 部活動改革についてお答えします。

昨年9月に文部科学省から、学校と地域が協働・融合した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の概要が提示されました。

その改革の方向性として、1つ目に、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する。2つ目に、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築する。3つ目に、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備する。この3点が示されました。

そして、具体的な方策として、1つ目に休日の部活動の段階的な地域移行、2つ目に、合理的で効率的な部活動の推進が提示されたところです。

国のスケジュールとしましては、休日の部活動の段階的な地域移行の全国展開が令和5年度以降と示されております。今後、休日に生徒の指導等を担う地域人材の確保、費用負担の在り方、運営団体の確保等の課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校、これは各都道府県ごとに市町2か所になりますが、これにおいて実践研究を実施し研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげるとしています。

このことを受け、県としては実践研究校が2校決定しており、これから取組を行っていくという段階です。教育委員会としましては、国や県の動向を踏まえながら、活動時間の適正化の推進や、地域スポーツ・文化環境の整備推進を図ってまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 熊本県は、実践研究校として2校決まっているということです。

ただ、地域によってその地域の事情により、様々な課題があると思います。指導者の数、指導ができる時間帯、土日だけの指導で、果たして子どもたちの能力、判断能力、個性など見出せるのかなど、超えるべきハードルはかなりあるのではないかと思います。また、社会体育移行により本来やるはずだったスポーツができなくなることはあってはなりません。好きなスポーツを目をきらきら輝かせながらするのが本来の子ども姿です。スポーツを通して将来の夢、成すべきことを見つける子どもたちは数多くいます。社会体育が小中学生にとって有益なものになることを願い、次の防災・減災についての質問に移ります。

令和2年度に宇城市6か所に建てられました防災拠点センターですが、早速、昨年猛烈な台風襲撃が予測された時、しっかりと役割を果たしていただきました。今後もしっかりと役割を果たし、市民の皆様の生命・財産を守る一助となってくれることでしょう。ただ、防災拠点センターへの分かりやすい誘導標識が少ないように感じます。長年住んでいらっしゃる方は不要かもしれませんが、ここ数年の間に宇城市に移り住んで来られた方は、防災拠点センターの存在さえも分かっていない方もいるのではないかと思います。

そこで、防災拠点センターへの分かりやすい誘導標識の今後の設置計画についてお尋ねいたします。

- 総務部長（天川竜治君） 宇城市では、令和2年度に6か所の防災拠点センターが完成いたしました。各施設の近くには誘導標識を設置しておりますが、場所によっては、避難所まで誘導する標識が見えにくい箇所もあるかと思われまます。今後、避難所までのルートで誘導標識が必要な箇所につきましては、熊本県が定めている災害種別一般図記号を用いたデザインを使用し、地域住民の意見を参考に、誰もが迷わず避難できる誘導標識を設置していきたいと考えております。

また、いざというときに慌てず避難行動を起こせるように、自宅から近い避難所を自ら確認しておくことも非常に重要です。各世帯へ配布済みのハザードマップで避難所までのルートを確認していただき、各家庭で一人一人の行動計画の作成をお願いしています。自分の命や身近な人の命を守ることにつながる、災害時の早期避難を促すようお願いいたします。

- 4番（三角隆史君） 主要道路から防災拠点センターに向けての誘導標識は必ず必要でありますし、分かりやすいものでないといけません。また、防災拠点センター以外でも避難所として指定されている場所の誘導標識についても、いま一度検証していただき、必要ならば設置をしていただくようお願いいたします。誰もが安心して安全に避難できる宇城市になるようお願いをして、次の宇城市の魅力創出についての質問に移ります。

第2次宇城市総合計画にも載っておりましたが、民間会社の2019年度魅力度ランキングにおいて、熊本県下14市の中で、宇城市は14位という最下位になっておりました。非常にショックを受けました。何の根拠を基に最下位なのか非常に疑問の残る判断基準、最下位ではありますが、この悔しさを糧に宇城市が熊本、九州はもちろん全国的にも知られるよう、いろんなジャンルにおいて頑張っていく必要があると思います。2020年度の魅力度ランキングにおいては、熊本県下10位になっておりましたが、宇城市はこんな順位に甘んじてはいけません。

そこで、今後宇城市が魅力創出を図るため、どんな取組をなされていくのかお尋

ねをいたします。

○**企画部長（西岡澄浩君）** 宇城市の全国的な知名度やブランドイメージの向上が必要不可欠かつ喫緊の課題です。これまで、県補助金等を活用した魅力発信事業U K I N I S U Mをキャッチコピーとして、県内外への定住促進プロモーションを行ってまいりました。

また、全国的に認知度が向上しているふるさと納税制度を活用した市の特産品等のPRも、市の魅力を創出する1つの手法と考え、積極的に進めております。

こうした全世代向けの情報発信に加え、今後はスマホ世代に向けたSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した双方向型の情報発信により、宇城市の魅力を市民の皆さんのアイデアから発掘し、魅力を引き出し、新たな価値をつくり出していきたいと考えています。

○**4番（三角隆史君）** 魅力度ランキングの結果が全てではありませんが、やはり全国的に見ると、阿蘇、天草の名前は知られておりますが、宇城市はまだまだのように思います。ただ、宇城市には豊富な誇るべき農産物がたくさんあります。世界遺産三角西港を代表とする歴史的建造物、文化財、伝統芸能もあります。中高生の運動のレベルも高いです。こういったものをどうやって引き出していき、全国の方々に魅力的に感じてもらえるか、市民の皆様にも知恵を出していただかなければなりません。民も官も協力体制で宇城市を魅力的な市にすることを目指していきましょう。

次の質問に移ります。宇城市の魅力創出のためには、ほかの自治体に先んじた取組も必要になってくるのではないのでしょうか。守田市長もいろいろと努力をされ、宇城市は数多くの団体、会社と包括連携協定を結び、たくさんの有益な取組がなされてきました。大企業との人材交流も行われております。今後の宇城市が楽しみであるとともに、宇城市としてほかの自治体がうらやむこともしていかなければと思っております。脱炭素に向けた取組がまずはそうではないのでしょうか。政府は2050年までにカーボンニュートラルを実現すると公言しております。その実現のためには、2030年までの10年間は重要と位置付けています。今後電気自動車、自然エネルギーの活用による蓄電池等が普及すると思われまます。宇城市も二酸化炭素排出実質ゼロ表明の自治体に入っています。宇城市の現在の脱炭素への取組についてお尋ねをいたします。

○**市民環境部長（杉浦正秀君）** 現在本市では、第2次宇城市環境基本計画に基づき脱炭素に向けた取組を実施いたしております。

まず、燃やすごみを減らす取組として5R行動、不要なものは買わないリデュース、ごみを発生させないリデュース、繰返し使うリユース、修理して使うリペア、資源として使うリサイクル、この頭文字を取った行動でございます。この推進を掲

げ、各行政区で実施しております24品目のリサイクル事業や、フードロス・ゼロ・プロジェクトの一環として3010運動等を推進しております。

また、家庭で消費期限はあるが使用する予定がない米・レトルト食品・缶詰等の食品を持ち寄り、フードバンクを通じて児童養護施設等に提供する宇城市フードドライブ活動等を通じて、市民へできるだけごみにしない啓発を行っております。

○4番（三角隆史君） 現在の脱炭素への取組として5R行動の推進、リサイクル事業、3010運動、フードドライブ活動ということで、宇城市民の皆様にごんごん定着していくことで、選ばれる宇城市になることは言うまでもありません。今後も引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

今後の宇城市としての脱炭素に向けた取組についてお尋ねをいたします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

こうした中、本市を含む18市町村で構成される熊本連携中枢都市圏では、地球温暖化対策実行計画策定を進めており、その中で脱炭素ロードマップの策定により、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロへの取組について示されていく予定となっております。

今後は、熊本連携中枢都市圏の中で、本市が取り組むべき施策を確実に実施していく所存です。このほか宇城広域連合が令和6年度供用開始予定の新クリーンセンターは、最新設備を有し、効率的な燃焼やごみ処理に伴い発生するエネルギーを発電や余熱利用として効率よく活用し、地球温暖化防止に貢献できる施設となる計画です。

○4番（三角隆史君） 2030年までの10年間で、脱炭素に向けた取組は加速度的に進んでいくことが予想されます。脱炭素ということは温室効果ガスが抑制されるということなので、地球温暖化の防止、大規模豪雨災害、台風災害の抑制にもつながります。宇城市を住みやすい魅力的な市にするためにも脱炭素に向けた取組は必須事項になってきます。また、脱炭素社会の実現に向けて太陽光、風力、水力といった地域資源を活用して、再生エネルギーを生み出すという国の方針の下、新ビジネスの創出を目指すことで、魅力的な宇城市づくりにもつながっていくのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。コロナが終息したら、我が宇城市にもたくさんの観光客に来ていただきたいものです。そのためにも、このコロナ禍における発信力が問われます。その発信力強化のため、観光アンバサダー制度を新設すると第2次宇城市総

合計画に掲載されております。観光アンバサダー制度はどのような制度なのかお尋ねをいたします。

○**経済部長（黒崎達也君）** コロナ禍におきまして、人々の観光ニーズは大きく変わってまいりました。団体から個人、手軽で安全な近場への旅、滞在型から体験型、回遊型へとシンプルな旅の需要が高まってきました。それに対応するために設けたのが観光アンバサダー制度です。

まず、観光アンバサダー制度について説明します。第2次総合計画後期基本計画に記載しておりますが、観光アンバサダーとは、市の魅力的な観光地などを外部の人にSNSなどを通じて伝える特使のことです。簡単に申し上げますと、観光大使という意味になります。

この観光アンバサダーを選定するにあたり、令和3年2月17日から3月16日までの間に公募を行いました。宇城市にお住まい、またはお勤めの方で、宇城市を好きであることが主な条件です。その後、25人の市内外の一般の方を観光アンバサダーに任命いたしております。本年4月1日から活動していただいております。全て無報酬の完全ボランティアです。

活動内容は、地元からの旬な情報や観光スポット、グルメ情報等を収集し、SNSなどのコンテンツとしてITを活用し、広く市内外の方々に情報提供を行ってもらうことです。

今後は、市内在住の小学生を対象とした期間限定のキッズアンバサダー制度を創設し、子ども目線で感じたり思ったりしたことを記事にして発信するなど、様々な角度から市の魅力の発見と掘り起こしに取り組み、マイクロツーリズムと言われる近隣旅行の目的地として、選ばれるまちづくりに努めてまいります。

○**4番（三角隆史君）** キッズアンバサダー制度、非常に楽しみにしております。民間会社の調査による魅力度ランキングでは下位に低迷しておりますが、宇城市は十分に魅力的な市であると私は思っております。また6月に入って、コロナ感染者が宇城市は1人も出ておりません。今後は、その魅力を知っていただく努力をしていかなければなりません。そのための観光アンバサダー制度が有効に機能することを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○**議長（園田幸雄君）** これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、溝見友一君の発言を許します。

○10番（溝見友一君） おはようございます。10番、会派彩里、溝見友一です。議長のお許しを得て、通告に従いまして質問いたします。先ほどの質問で三角議員の重複する部分がありますが、よろしくお願ひします。昨夜、私は県民体育祭が今度開催されるということで、野球の練習を2時間ほどしてきたところです。やはり汗をかくということは体調がかなり良くなり、体はボロボロでも心はさわやかな気分になって、やはりスポーツというものはすばらしいものだなと実感した次第です。

早速ですが、1、中学校部活動について、（1）宇城市中学校部活動の現状について。各学校における部活動数及び外部指導員数の現状はどのようなになっているのか質問します。

○教育部長（豊住 章君） 宇城市内の各中学校の現状として、部活動の数と外部指導者の数についてお答えします。

三角中学校は9つの部活動と外部指導者が3人、不知火中学校は10の部活動と外部指導者が6人、松橋中学校は20の部活動と外部指導者が15人、小川中学校は13の部活動と外部指導者が10人、豊野中学校は5つの部活動と外部指導者が3人となっております。合計しますと、宇城市全体では57の部活動があり、37人の外部指導者にお世話になっております。

○10番（溝見友一君） 学校に応じて外部指導員の割合の違いはありますが、本市全体で57の部活動、37人の外部指導員がいらっしゃるようになりました。

（2）令和5年度に、熊本県の中学校部活動の在り方が変わると報道等で聞いているが、本市の計画があるのか質問します。中学校1年生、小学校の保護者は、部活動の存続について不安に思っているようです。現状における本市の計画や考え方について質問します。

○教育部長（豊住 章君） 休日の部活動の段階的な地域移行の全国展開が、令和5年度以降と文部科学省から示されておりますが、宇城市としましては、本年度まとめられる予定である国や県の研究成果や課題を見極めながら、活動時間の適正化の推進や地域スポーツ・文化環境の整備推進を図り、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築を図ってまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 休日の部活動の段階的な地域移行と、先ほど三角議員の質問でもありました熊本県で2校のモデル校をつくり、宇城市でも令和5年から段階的にやっていくということが理解できました。先の質問で、本市の57の部活動のうち37の外部指導員がいらっしゃるかと答弁でありました。その部活動は、割とスムーズな移行はできるのではないかと予想されますが、令和3年の現時点で、まだ具

体的なことが決まっていないということです。部活畑、スポーツ界の教育者として第一線で活躍された教育長の考え方をお聞かせください。

○**教育長（平岡和徳君）** 部活動は、生徒の自主性そして自発的な参加により行われるものでありまして、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資するものであります。学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動でもあります。

また、参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大変高いことも指摘されております。

一方で、教師の献身的な勤務によって支えられておりまして、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない先生方にとっては多大な負担となっているという声も出てきております。

以上のような部活動の状況を踏まえまして、宇城市としましては、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指しまして、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた全国各地の拠点校における実践研究の成果と課題を見極めながら、生徒にとって望ましい宇城市ならではの部活動の環境の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、国や県からの情報が分かり次第、スピード感をもって各学校や関係機関には丁寧な情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

○**10番（溝見友一君）** 国県の情報を受け、学校関係と連携を図り、早期に計画を立てていただきたいと要望しておきます。

小川中学校の改築が計画されているが、今後の部活動のことを考慮して設計してあるのか。また、休日の部活動が社会体育へ移行した場合、練習場の確保が課題になると思われるが、練習場所は学校内だけでなく社会体育施設の利用を考慮しているのか。

（3）本市の中学校の新築・改築等が計画されているが、部活動のことを考慮して計画されているかを質問します。

○**教育部長（豊住 章君）** 部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられた活動になりますので、学校を建設する際は学校と協議の上、現状の部活動を考慮した施設や部室等を学校敷地内に整備することにしております。

また、大規模な学校になりますと、部活動の種目や部員数が多くなることにより、運動施設が不足し、思うような活動ができない場合が想定されます。実際に、広いコートが必要な運動部活動は、近隣の社会体育施設を使用している学校もあります。

このような学校は、部活動の顧問である教員間で協議しながら、活動中の事故防

止等を念頭に学校施設及び社会体育施設の使用調整を行っております。

- 10番（溝見友一君） 未来の学校環境、将来の部活動のことを考えて、新築・改築等が計画されることを望みます。

社会体育へ移行する場合、外部指導員は技術指導だけでなく教育的指導も必要だと思うが、外部指導者に対する定期的な研修等を市で考えているかを質問します。

- 教育部長（豊住 章君） 今年度に全国各地の拠点校で実施される実践研究の課題の中に、平日と休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築と、生徒への適切な指導に必要な地域人材の研修の実施も盛り込まれておりますので、この研究の成果と課題をしっかりと見極めていきたいと考えております。

- 10番（溝見友一君） よろしく願いしておきます。部活動の種目や部員数が多い学校では、グラウンドや体育館の使用を今までは教職員同士で調整されていたが、土曜日曜の外部指導員だけでは調整が難しくなると考えられます。例えば、中学校で野球部が練習して、サッカー部が練習して、ハンドボール部が練習して、ソフトボール部が練習して、陸上部がそこを走っています。その環境は、大体危険な環境だとは理解をしているのですが、今までは先生同士のバランスでけががないように、もし何かあったときには、先生同士で話ができたとするんですけども、外部指導者が責任を持つてする場合の部活動と先生の部活動では、話合いがちゃんとできるのかと。もしもボールが当たってけがをした場合どうするのかというのが、私の実はこの質問の一番心配なところです。そこを今から調整していくことが大事なことだと、ハード面だけではなくてソフト面のそういった部分もしっかり考慮した上で考えていっていただきたいというのが、私の本当の思いです。外部指導でして、自分の子どもが、生徒がけがをした。それは重い責任になるかと思えます。そういった環境をつくらないためにも考えていただきたいと、教育長、全体的なことを考えてお答え願います。

- 教育長（平岡和徳君） ただいま議員がおっしゃったように、スポーツ、これは安全性が非常に重要な部分だというふうに考えております。そういった課題につきましても、先ほど答弁にありましたように、実践研究における課題として挙げられると想定していますので、学校そして指導者等と協議しながら調査研究を進めてまいりたいと思います。

部活動というのは、参加する生徒にとっては学校教育の中の教科学習とは異なる集団で、様々な活動を通じた人間形成の機会でもありますので、特にそういった安全面を配慮しながら全体を俯瞰した上で、生徒にとってまた指導者にとって望ましい持続可能な部活動の構築ができればと、また部活動改革に取り組んでいければと考えております。

○10番（溝見友一君） 教育長、しっかりリーダーシップをとってこれからの計画を立てていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2、新型コロナウイルスについて、（1）ワクチン接種について。65歳以上の計画は示されているが、65歳以下の住民の接種順位について、ほかの自治体では保育士や教職員等の優先接種を検討計画されているが、本市独自の接種方法は計画されているのか。さらに大学等に受験される方の希望者に対して、本市は考えているのかを質問します。

○健康福祉部長（岩井 智君） 本市におけるワクチン接種順位につきましては、国や熊本県の指針を基に、高齢者施設の入所者及び従事者から接種を開始しております。

その後は、市民の皆様の混乱を避けるため、高齢者の年齢が大きい方からおおむね5歳ごとに区切り、順次接種券を発送しております。

溝見議員御質問の保育・教育現場に従事する保育士・教職員については、本市で先日策定しました宇城市ワクチン廃棄防止指針の中で、緊急的なキャンセルに対応するための接種候補者として位置付けをしております。

しかしながら、保育・教育現場では常時園児や児童生徒と接しているため、緊急的な対応が困難であり、現状ではキャンセル時における接種依頼を行っていないものです。保育・教育現場においては、接種の副反応による体調不良を危惧され、計画的な分散接種を予定している職場もあります。

また、受験生の接種につきましては、先日、国の接種スケジュールが示されており、希望される方を11月末までに接種が完了するよう示されておまして、受験シーズンまでには接種が完了できるものと考えております。

さらには、熊本県における市町村支援策として、8月上旬をめどに県民広域接種センターが設置・運営される予定であり、急いで接種を希望される方はこの制度を利用することができます。

本市では、7月末までに65歳以上の高齢者の接種完了を目指し、8月上旬から基礎疾患を有する方や64歳以下の方への移行を計画していますが、現役世代へ移行していくということもあり、週休日における集団接種も検討しております。

このように、接種開始当初と比較すれば、多様な接種手法が拡充されてきておりますので、今後も市民の皆様の混乱を招かないように、広報紙の号外や防災無線等を通して、接種情報を発信してまいります。

○10番（溝見友一君） 私が心配していることの1つが、受験生もちろん教育長も御存じだと思いますが、大学受験にはいろんなパターンがあり、9月頃から大学に行かなければならない。例で言えば、スポーツのセレクション等があります。今の答弁でありました、県で大規模接種センターが設置し運営される予定があるとあり、

希望される受験生が接種できる環境になるということを知り、安心はしているところでございます。そういったところの気配り目配りをしていただき、今後また進めていただきたいと思います。

(2) 新型コロナウイルスに対しての経済対策の今年度の計画について、新型コロナウイルスの影響は、今年度に入ってさらに大きなダメージを与え続けており、地域経済が逼迫した状態であるのは否めません。花火プロジェクトを実施するには、まずは地域経済のV字回復が前提であると考えますが、今年度の宇城市独自の経済対策について質問します。そして、昨年度の実績と成果もお聞きします。

○**経済部長（黒崎達也君）** 昨年度から新型コロナウイルスの影響によりまして、逼迫する経済の回復に向け、様々な事業に取り組んでまいりました。

まず初めとしましては、市内事業者に対する支援策です。減収した小規模事業者や農林漁業者に対して一律10万円を支給する宇城市事業持続化対策特別支援金を829件、8,290万円交付いたしております。さらには、店内での飲食を伴う飲食店に対して30万円を支給する宇城市店内飲食向けコロナ対策支援金として142件、4,260万円の追加交付を行いました。また、飲食店や小売店等の感染防止設備導入費用の一部を補助する宇城市飲食店等新型コロナウイルス感染症防止設備等導入補助金については211件、1,716万9千円の交付を行っております。

2番目としましては、プレミアム率100%の宇城市プレミアム付商品券です。第一弾の使用率は99.8%でありました。既に登録された取扱店で計10億7,281万円分が利用されております。また、第二弾の使用率は6月10日現在で94.1%でありまして、取扱店で計約10億299万円分が利用されています。

この商品券においては、第一弾と第二弾を合わせまして総額約21億275万円が市内の登録された事業所で利用されており、市民には大変好評であったことがうかがえます。しかしながら、その約86.6%は、大型量販店や大規模小売店での日用品や大型家電などの購入に利用されたものと推測されております。コロナ禍で営業制限を余儀なくされた飲食店に使用された商品券は約7,032万円分でありまして、全体の約3.2%にすぎないのが現状です。

○**10番（溝見友一君）** 昨年度の経済対策、特に2回にわたるプレミアム付商品券は、全国でも群を抜く取組で大変感謝しています。しかし、実績をお聞きする中で、どうしてもコロナ禍における飲食店及び遊技場、関連事業者の売上げ激減は否めません。商品券による経済対策の恩恵をほとんど受けていないように感じられます。実際そのような声も多く聞きます。

そこで、今後ワクチン接種率が上がり、飲食店等での会食の規制が緩和されるタ

イミングで、G o T o イートの宇城市版のような食事券、遊技券、会食券等を発行されてはいかがでしょうか。飲食店の売上げ向上につながるような取組をしていたければ、関連事業者の売上げも必然的に上がり、経済対策として大きな効果が期待されると思いますが、市の考えをお聞かせください。

○**経済部長（黒崎達也君）** 現時点におきましては、市独自の経済対策案を打ち出してはおりませんが、御提案いただきました内容を参考にいたしまして、感染者数の推移やワクチンの接種率を注視しながら、国県の動向も踏まえた上で迅速な対応ができるように努めてまいります。

○**10番（溝見友一君）** 強く要望しておきます。市長、よかったら一言お願いします。

○**市長（守田憲史君）** 実は、このコロナ対策交付金ですが、あくまでも全国規模の一般論ですが、市町村も普通の支出を看板だけコロナ対策に変えて、一般財源化したところもあるくらいでございまして、その中にありまして宇城市はプレミアム付商品券をはじめ、国からのコロナ対策交付金に上乗せをして対策をやってきました。確かに今溝見議員の御指摘のとおり、その事業者の方々に対しての不十分さは反省しているところでございます。しかしながら、宇城市の財力なものでなかなか特定の事業主に対してのうんぬんに関しては、やはり慎重にならざるを得ないところがございます。今後国の交付金がまた出てくれば、間髪を入れず経済対策を上乗せでやっていきたいと思っております。問題は無いときにどうするかというところでございますが、溝見議員の御提案ですので、またその時に検討させていただきます。

○**10番（溝見友一君）** 確かに飲食店と遊技場等々だけを極端に言うのは、平等性が欠けるかという気持ちもありますけれども、実際報道等で飲食店に行くことが一番危険だと、実際午後9時までの営業、午後8時までの営業、熊本市内等々では酒も出せない、時間が決められている。そこをしめていったのは、やはり飲食店、遊技場が一番厳しい状況じゃないだろうかと思っているところです。もちろん、飲食店は皆さんの憩いの場です。そこが無くなってしまったら、また私たちのストレスがかかり、いろんな病気にもつながっていくかと私は考えています。そういったことを考えて、また新しい計画をよろしく願いいたします。

3、自主防災組織について、（1）宇城市の自主防災組織の現状と取組について。昨年の7月豪雨災害、今年も例年よりも1か月も早い梅雨入りなど、各地で異常気象による大規模災害がここ数年で多々発生しています。地域としての助け合い、互助の要として自主防災組織があげられますが、本市ではどのような取組を現状として行っているのか、また、今後はどのように取り組み、少しでも災害の被害者を減らせるよう努力しているのか、詳細に説明をお願いします。

○**総務部長（天川竜治君）** 自主防災組織への現状と取組といたしましては、令和2年

度に3団体への防災勉強会を実施しました。今年度も5月30日に、熊本県危機管理防災課自主防災組織活動支援員を招き、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、熊本県から推奨されているくまもとマイタイムラインを作成する講習など、避難のためのハザードマップ活用法を学び、災害への備えについて説明していただきました。

今後も、自主防災組織からの要望に合わせた内容で、防災勉強会・講習会や地域で災害が起こりやすい場所を巡回し、危険箇所の確認を行う防災散歩等を開催していきたいと考えております。

一方で、自主防災組織結成推進も進めていますが、行政区の住民の減少や高齢化等により結成が厳しい状況もあります。市といたしましても、来月から防災消防監を任用予定とし、未結成の行政区へ啓発推進を重点的に取り組み、市民の防災意識が向上する場をつくり、組織結成への理解を求め、少しでも災害の被害者を減らせるようそれぞれの地域での防災力を高めていきます。

- 10番（溝見友一君） 私もコロナ禍ではございますが、やはり住民の説明等々に行った時に、やはり河川はこうしてくれ、大野川をこうしてくれという意見がたくさんある中で、私が実際工事をするのはお金も時間もかかりますと、今からやることは何なのか今から検討していかなければという話をしていたところ、住民の方が手を挙げて分かりましたと、いろんな場所が災害に遭って私たちの場所だけではないということを理解され、その時に、よかったら自分の母親、父親を早く助け出してあげるための方法は、自主防災組織がしっかりしてくれればいいなという声を聞いて、今回この質問をさせていただきました。

さらに、令和2年度7月に人吉球磨地方での河川氾濫の際に、カヤックなどによる救助が行われたと聞いています。宇城市でも、大規模な浸水等になった際の救助方法に対応するため、ゴムボート等の購入を消防団と訓練などしながら活用したらどうかと思い、質問いたします。

- 総務部長（天川竜治君） 御質問にありましたゴムボートの導入ですが、現在は災害協定による被災時に企業より補充する形で対応予定としております。

しかし議員御指摘のとおり、以前より消防団からも導入要望があっており、宇城市では河川氾濫だけではなく、海上での人命救助等にもボートが必要とする災害が懸念されています。今後、消防団とも協議を行い、想定される災害に向け対応可能な体制づくりを進めてまいります。

- 10番（溝見友一君） 昨日報道等で見たんですけれども、15センチの水たまり、私たちは普通に歩けるんですけれども、高齢者になるとそれでもひっくり返ってしまうというような映像を見ました。危険なところにボートで助けに行くのではなくて、そういった道で少しでも水がたまっているところを、動ける人たちが引っ張っ

ていくような救助活動ができれば、皆さんと一緒にあって共助の助け合いができるのかなと考えます。あとは消防団の方々としっかり話し合っただき、必要などころに必要なボートを付けていただければと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、入江学君の発言を許します。

○18番（入江 学君） 18番、新志会、入江です。お許しをいただきました最後の質疑であり、しばらくの間お付き合いをいただきたいと思います。質疑にあたり、このコロナ禍の危機の中、感染症対策の切り札と言われるワクチン接種のど真ん中で実務に当たっておられる関係者、御苦勞されている職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。私に与えられた時間まで重複するところもあろうかと思いますが、粛々と進めてまいりますので、執行部におかれましては簡潔に明確な御答弁をお願いしておきます。

さて、政府が進める7月までの高齢者への接種作業が各自治体で本格的に進められ、宇城市のこれまでの接種率は、6月16日まで85歳以上が75.2%、75歳から84歳までが70%だと伺っております。皆さん方のお手元の机上に、お許しをいただきました資料がいくつか乗っておりますので、御参考までに御一読いただければと思います。

そこで、お伺いをいたしますけれども、高齢者の中でこれまで接種を受けておられない人の中に、ワクチンの接種を申し込みたいが会場までは1人では行けない、自宅で暮らす介護度の重い人、体力が衰えた一人暮らしや高齢の夫婦、また在宅医療で車いすにも乗せることができない寝たきりの人など、そんな人が取り残されないか。ワクチン弱者とも言える人たちへの目配り気配りは十分行き届いているのでしょうか。タクシー券は届けられますが、接種どころか予約さえもできない人、そんな環境の中で暮らしておられる接種希望者へのサポート、支援策をお伺いいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 本市では、現在65歳以上の方へのワクチン接種を実施中ですが、接種会場までの移動手段の無い方など、いわゆる交通弱者を支援する

ため、65歳以上の方に今月末タクシー券の配布を予定しております。

また64歳以下の方で、障がい者手帳所持者や要支援・要介護認定者の方々につきましても、今後、タクシー券を配布する方向で準備を進めてまいります。

さらには、在宅療養中で移動が困難な方については、下益城郡・宇土地区両医師会の御協力の下に、接種を希望される方には訪問診療時等に接種を実施しております。

今後は単身高齢者や高齢者のみ世帯等の接種状況について、宇城市地域包括支援センターや民生委員・児童委員連絡協議会等と連携しながら、情報の把握に努めてまいります。

○18番（入江 学君） このことについては、3月の国会で担当大臣は、それぞれの自治体で最適な方法を考えておいていただきたいと答弁をされております。また、このことについては文書をもって各自治体に通達をすることとしてあります。予約から接種会場までの送迎を個別にケアマネジャー等が自宅を訪問されて、手厚く対応されておられる自治体もありますので、是非参考にしてお取組をいただきたいと思っております。

次に、先ほどもお話がありましたが、優先接種、職域接種についてお伺いいたします。御存じのとおり、クラスターが発生したら影響が大きい保育士や幼稚園、小中学校の教職員をはじめ、福祉の現場で働く訪問ヘルパー、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー等の相談員等の対面濃密での従事者、また感染リスクの高い方への接種、その話につきましては一昨日担当部長より議員への説明がっておりますけれども、長短はありますが、平等の観点からできるだけ多くの方に接種し、集団免疫を実現すること。そのために可能なところから接種すべきであり、職域接種を進めれば、自治体宇城市の負荷は小さくなり、着実に進む宇城市の接種に効率重視の職域が加わることで、そのスピードはさらに速まります。県からの通達もあつているとのこと、いかがでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 本市におけるワクチン接種順位につきましては、国や熊本県の指針を基に、高齢者施設の入所者及び高齢者施設従事者から先行して接種を実施しております。

障がい者施設等の社会福祉施設に従事されている社会福祉士、ケアマネジャー、ソーシャルワーカーなどの方々につきましては、多くの方が、今後開始される64歳以下の接種枠に含まれております。これから、市としまして64歳以下の接種計画を策定することとなりますが、熊本県が8月上旬から設置・運営する県民広域接種センターの利用状況やワクチン供給量を考慮しつつ、先行接種の有無について検討してまいります。

現在、住民向け接種がファイザー製のワクチンを使用しておりますが、職域接種につきましては、モデルナ製のワクチンが使用されることから国への申請・許可が必要となりますが、この事業が実施されることにより、市民への接種券の配布方法や配布時期の変更、さらには、医療現場においてファイザー製ワクチンとモデルナ製ワクチンの混在を防止する確認作業が必要となってまいります。

現在、市内の企業から従業員とその家族を対象とする職域接種計画の相談がっております。市民の早期接種につながる事業でもあることから、市におきましては接種券の発行など、接種の迅速化に向けて協力体制を整えていきたいと考えております。

○18番（入江 学君） 次に、ヘルプデスク、ワクチン接種の予約を手助けする学生や若い人の応援について提言をさせていただきたいと思います。各支所、保健センター5か所で、10人の職員が正規の部署を離れて、その任務を負っておられます。そのために戦力低下で、10人分の負担が残された職員には負荷となっていることと推察されます。学生や若い人に手伝っていただくことになれば、職員の負担負荷も当然軽減され、加えて予約を頼み、接種日時は決まり、依頼にみえた人は深い感謝の念を示されることと思います。そのことによって、手伝った若い人たちは社会貢献ができた喜びはもとより、充実感や満足感に新たな目標が定まり、何よりもコロナ禍の危機の中で頑張り、一生懸命に働いておられる職員の皆さんの姿を目の当たりにしたとき、自分も宇城市に奉職して、人のために地域のために頑張ろうという思いになられるターニングポイントになればとの思いであります。とかく若い人の転出が多い昨今の地方の現状を鑑みての提言といたします。答弁は要りません。

次に、社会体育施設の整備についてお伺いをいたします。宇城市体育協会の施設整備とありますが、第2期宇城市スポーツ振興計画にある施設整備計画に改めて質疑に入ります。この3月に第2期スポーツ振興計画が策定されており、計画の中でスポーツ振興のスポーツ施設の整備について触れられております。本定例会に岡岳グラウンド照明器取替工事費などが計上されておりますが、この工事は市の計画の中でどのように捉え、考えておられるのかをお伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） スポーツ振興計画の中では、市民が安全に安心して利用できる体育施設を提供するために、計画的に改修を実施することとしております。

現在実施しているウイングまつばせのメインアリーナの改修工事をはじめ、令和3年度事業として、ふれあいスポーツセンターの人工芝張り替え工事や岡岳グラウンド照明器取替工事、令和5年度には、不知火グラウンド照明器取替工事を実施する予定でございます。総事業費の概算額として7億3,000万円を見込んでおります。

いずれの施設も老朽化等によるもので、多額の改修費用を要するところです。今後の整備につきましては、施設の劣化・損傷状況、安全性等の調査を行った上で、計画的な更新・改修を行ってまいります。

○18番（入江 学君） 一番大切なことではありますが、施設の劣化・損傷状況と言われても、御承知とは思いますが、議会への陳情また請願の採択をどのように対応していかれるのか、テニスコートの要望についてお伺いをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 令和元年9月25日に採択された宇城市営テニスコート建設に関する請願の内容は、砂入り人工芝コート8面以上、ナイター施設、駐車場及び管理棟を早期建設するものであったと承知しております。この請願内容を実現化するためには、適地の選定や事業費等の諸問題があり、まだ研究が必要な段階であると認識しております。

また、今年度に入って、市ソフトテニス協会から現在の岡岳テニスコート4面を配置替えして5面にし、人工芝化や照明設置を行ってほしいとする要望を受けております。当該施設の配置替えを行う場合には、パーゴラや物置等の支障物が多いことや、コートのレベル調整等が発生する可能性があることに加え、人工芝化や照明設置も合わせますと事業費として相当額が掛かることから、慎重に調査を進めているところです。

まずは、施設健全度判定が低評価であったグラウンドのナイター施設照明の更新を行い、市民にとって安全で安心なスポーツ施設の利用環境の整備を優先していきたいと考えております。

また、県営総合グラウンド誘致特別委員会においては、野球場の建設の話も上がっているところですが、体育施設の整備につきましては、様々な分野からの御意見、御要望等を踏まえまして、慎重に調査してまいります。

○18番（入江 学君） それでは最高責任者の市長にお伺いをいたしますが、この件につきましては、合併して最初の初代市長に陳情、そして守田市長には2期目の後半に請願依頼をしております。いずれも議会採択ができておりますけれども、この受止め方をどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） テニスコートの整備は入江議員の御提案ですので、私としましても重く重く受け止めております。しかしながら、今年ウイングまつばせ体育館の改修、アカデミーグラウンドの人工芝の交換、そして市議会特別委員会が設置されている野球場の建設がございます。また、ヴォルターズの松橋駅西における7,000人規模の体育館を民間で建設することですが、このヴォルターズのアリーナは、私はかなり現実味のある可能性があると考えております。多くのこの整備に関しまして、今後市議会では是非とも議論をしていただきたいと思いますところがございます。

ます。よろしく申し上げます。

- 18番（入江 学君） 御存じだと思いますけれども、この宇城市のテニス協会には、かつて県はもとより全国大会で名をとどろかせた方がたくさんお出でであり、たくさんの方の署名を添えておられますので、是非そのテニス協会の方々の強い要望、思いを早く実現していただくように、私たちも知恵を出しますが、よろしく執行部の方でお取扱いをお願いいたしておきます。

最後の質問になりましたが、中央図書館、これも先に質問がありましたけれども、市民サービスの充実向上がいかにかどうなるかということを考えながら問いをしたいと思います。現在の入館者15万人、それを4倍にする。どのような施策をお持ちなのか、その辺のことをまずお尋ねをしながら、セールスポイントはどのようなものだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

- 教育部長（豊住 章君） 図書館・美術館の来館者を増やすための1つ目のセールスポイントは、図書館の開館時間の延長です。現在は、午前10時から午後6時までとしているところを、午前9時から午後9時までに延長し、開館日も365日年中無休といたします。これに伴い、市民の多様な生活様式に対応できるようになり、利用しやすい環境をつくれます。

2つ目のセールスポイントは、カフェを併設した空間デザインです。市民の皆さんにとって、居心地よく滞在できる図書館、楽しむことができる美術館となるための空間づくりを行い、また、その空間を活用したイベント等を実施することで、これまで図書館・美術館を利用されていなかった方が来館されるきっかけを提供していきます。

市としましても、広報紙等を活用したイベントの周知など、指定管理者と連携を図っていきたいと考えております。

- 18番（入江 学君） カフェの併設、大変いい思いでと言いますか、CCC株式会社の売込みの最終的な大きなポイントになるようなところだろうと思います。スターバックスという世界にチェーン店を持っておられる大きなコーヒー店、人寄せパンド以上の効果があるのではないかと思いますし、イベント等もたくさん期待ができるわけです。仮にそういう人たちを、併設しながらいろんな方を呼び込もうとされるわけでありますが、私が最終的にお願いをしたいのは、それなのに目的が達成できなかった場合、指をくわえてありがとうございますで終わるのでしょうか。私は1つの担保が必要だと思います。5年間であれだけの維持費を投入するわけがあります。そしてこの新聞紙上、5月25日に国会で可決した全会一致での採択、図書館に行かなくてもいろいろとFAX等で資料がもらえる。今は携帯電話、スマートフォンで検索すれば何でも分かるような時代ですよ。若い子連れの方々は、新

しい図書館は楽しみだろーと思ひますけれども、10代、20代ということをおっしやいましたけれども、なかなか図書館離れ、本離れというよな昨今の流れであります。そういうところの担保を取る必要があると思ひますけれども、いかがでしょう。

○**教育部長（豊住 章君）** 指定管理者のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、これまでも武雄市や延岡市など7つの公立図書館の指定管理を行っており、独自の空間デザインや運営力を提供することで、来館者や貸出数の増加につなげ成果を上げています。本市においても、これまでの経験を活かした事業計画を提案されておりますので、他市同様の成果が出るものと期待しております。

また、市と指定管理者との協定書において、各年度の事業計画書及び月例報告書の提出を義務付けており、その内容を審査することになっております。月例報告書では、月間の利用状況・収入状況、管理業務の実施状況、収支決算書、満足度調査等のアンケート結果などを市に報告することになっておりますので、月ごとに利用状況等をチェックできる体制にあります。

指定管理移行後も日常的に情報を共有し、緊密な連携を図っていきたくと思ひております。

○**18番（入江 学君）** それでは最後にまとめたいと思ひますけれども、委託会社に任せっきりでなく、本市の関与は当然やるべきではあります。月ごとのチェックができる体制であっても、なおかつ来館者は少なく、大きな空振りに一抹の不安を禁じ得ません。そのペナルティをしっかりと担保していただくこと、そのことを強く要望して質問を終わりたいと思ひます。

○**議長（園田幸雄君）** これで、入江学君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 休会の件

○**議長（園田幸雄君）** 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週21日月曜日は議事整理のため休会にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（園田幸雄君）** 異議なしと認めます。したがって、来週21日は休会することに決定しました。

なお、明日及び明後日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時49分

第 6 号

6月22日 (火)

令和3年第2回宇城市議会定例会（第6号）

令和3年6月22日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第40号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 議案第41号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第42号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第43号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第44号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第45号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第46号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第47号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第48号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 和解の成立について |
| 日程第13 | 議案第52号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 同意第3号 | 監査委員の選任について（永木 誠氏） |
| 日程第15 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏） |
| 日程第16 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏） |
| 日程第17 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏） |
| 日程第18 | 発議第1号 | 宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第19 | 発議第2号 | 宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書の提出について |
| 日程第20 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について |
| 日程第21 | | 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

2番 永木 誠 君	3番 山森悦嗣 君
4番 三角隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋佳大 君	7番 高本敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永貴充 君
10番 溝見友一 君	11番 園田幸雄 君
12番 五嶋映司 君	13番 福田良二 君
14番 河野正明 君	15番 渡邊裕生 君
16番 河野一郎 君	17番 長谷誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田紀代美 君
20番 中山弘幸 君	21番 石川洋一 君
22番 岡本泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明 君 書記 桑田祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史 君	副市長 浅井正文 君
教育長 平岡和徳 君	総務部長 天川竜治 君
企画部長 西岡澄浩 君	市民環境部長 杉浦正秀 君
健康福祉部長 岩井智 君	経済部長 黒崎達也 君
土木部長 梅本正直 君	教育部長 豊住章 君
総務部次長 元田智士 君	企画部次長 坂本優子 君
市民環境部次長 森下功治 君	健康福祉部次長 植野修 君
経済部次長 浦田敬介 君	土木部次長 平木恵一 君
教育部次長 井住寿宏 君	三角支所長 梅田徳久 君
不知火支所長 岩竹泰治 君	小川支所長 木下義明 君
豊野支所長 赤星徹 君	市民病院事務長 坂井明人 君

上下水道局長 木見田 洋 一 君
監査委員事務局長 松 川 弘 幸 君
財 政 課 長 米 田 年 宏 君

会 計 管 理 者 井 澤 ふ さ 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 白 木 太 実 男 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から、追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第13、議案第52号であります。

次に、議員表彰受賞者の紹介をいたします。

全国市議会議長会第97回定期総会におきまして、全国市議会議長会会長から議員歴在職15年以上の表彰を、本市議会からお二人が受賞されました。

今回の受賞者は、在職15年以上に一般表彰として福田良二君及び河野正明君の二人であります。なお、河野正明君につきましては、表彰を事前に辞退されております。

議員各位の永年の御労苦に改めて敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申し上げたいと思っております。

福田良二君には、後ほど表彰の伝達を行うことにいたしております。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第40号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 議案第41号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第42号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第43号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第44号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第45号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第46号 | 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第47号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第48号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 和解の成立について |

○議長（園田幸雄君） 日程第1、議案第40号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）から、日程第12、議案第51号和解の成立についてまでを一括議題とします。

去る6月11日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件3件、予算案件1件、その他案件1件の合計5件であります。委員会を6月14日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長、支所長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第40号一般会計補正予算（第1号）のまちづくり応援補助金について、委員から「周知の方法はどうやっているか」との質疑に対し、執行部から「チラシを作成し、文教施設や飲食店等に設置あるいはまちづくり団体へ配布するよう予定している」との答弁がありました。これに対し、委員から「行政区長の会合での配布や広報紙への掲載などで周知をお願いしたい」また、「申請に手間がかかる等の理由で件数が減り、結果として予算規模が縮小しているのは残念である。基準を定めて周知を図り、市民にとって使いやすい補助金にすることが重要ではないか」との意見がありました。

市民病院のあり方検討支援業務委託料について、委員から「業務委託の期間はどのくらいか。また、検討会や審議会との関わり方はどのようになるのか」との質疑に対し、執行部から「委託期間は半年程度を想定している。その中で審議会等の意見を聞き、最終的に病院としての方向性を検討していく」との答弁がありました。これに対し、委員から「議会や市民に対し、なぜその方向性になったのか経過が分かるような説明が必要ではないか」との意見がありました。

岡岳グラウンド照明器取替工事費について、委員から「照明の電柱部分から建て替えるのか」との質疑に対し、執行部から「耐震性が不足しているので、基礎部分から施工し、電柱部分も取り替える」との答弁がありました。また、委員から「照明だけでなく、他の設備も整備していく計画はあるのか」との質疑に対し、執行部から「トイレや遊歩道等の整備要望はあるが、今回の照明は耐震性能が足りていな

いということで、安全を第一に考え整備することにした。他の設備の計画はないので、今後検討する」との答弁がありました。

次に、議案第51号和解の成立について、委員から「和解によって買い取った土地の管理はどうするのか」との質疑に対し、執行部から「国道の安全においても重要であるため、適切な保全に努める」との答弁がありました。これに対し、委員から「市で管理する方法のほかに、いろいろな管理方法を検討すべき」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された条例案件3件、予算案件1件、その他案件1件の合計5件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件2件の合計5件であります。委員会を6月14日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長、局長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第40号一般会計補正予算の農業振興費について、委員から「農業共済加入促進事業補助金について、現在、市の補助が8分の1であるが、補助率が上がってくると加入率も上がると思われるが。また、収入保険の検討をお願いしたい」との質疑に対し、執行部から「率については、加入率が向上するよう努力したい。収入保険については、掛金等を含めて優良なものと感じている。今後、比較検討をしていく」との答弁がありました。

次に、商工総務費について、委員から「新型コロナ収束祈願花火プロジェクト業務委託料について、どのような方法で行うのか。また、開催の判断はどのように考えているのか」との質疑に対し、執行部から「業者に花火・警備等を一括で委託し、5町同時に打ち上げたいと考えている。開催については、県のリスクレベルが屋外イベントの開催が可能な状況になれば行いたいと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「このプロジェクト自体には賛同するが、経済対策を優先させるべきでは」との意見がありました。

次に、熊本地震復興基金事業費について、委員から「応急仮設住宅・みんなの家

移転業務委託料について事業内容は」との質疑に対し、執行部から「不知火の子ども集会所、三角の古氷団地、豊野の復興支援住宅を予定している」との答弁がありました。また、委員から「古氷団地は、今後全戸建て替えていくのか」との質疑に対し、執行部から「今回は10戸建設予定だが、今後は住宅の空き状況により検討する」との答弁がありました。

最後に、議案第48号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「利用時間を午前9時から午後5時までとしてあるが、イベントで利用する場合、時間外の利用は行えないのか」との質疑に対し、執行部から「現時点では考えてないが、遊歩道整備後の利用状況を踏まえた上で考えたい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました予算案件3件、条例案件2件の合計5件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件1件の合計4件であります。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第40号一般会計補正予算（第1号）のうち、防犯対策費について、委員から「防犯灯をLEDに付け替えることによって、電気料等はどのくらいの経費が節約されるのか」との質疑に対し、執行部から「総合的に見て耐用年数の10年間で1基あたり約26,000円の節約になると試算している」との答弁がありました。また、委員から「その節約は行政区の負担が減ることか」との質疑に対し、執行部から「経費は削減できるが、今後、市管理防犯灯の一部を行政区へ移管する方針である。特に三角地区の市管理防犯灯の数が多いため、ほかの地区との公平性を保つためにも見直しを行っている。現地調査を実施の上、行政区で管理できるものは行政区へ移管できないかと相談している」との答弁がありました。

次に、同じく議案第40号のうち保健衛生施設費について、委員から「旧三角保健センター解体工事費が計上されているが、今後三角地区の保健事業はどのように展開されていくのか」との質疑に対し、執行部から「地盤沈下等で旧三角保健センターが利用できなくなった今、三角防災拠点センター等を利用して保健事業を行っ

ている。三角支所に保健師を2人派遣し、市民からの多様なニーズに対応できるよう相談体制を整えている」との答弁がありました。また、委員から「直接事業の後退につながるわけではないと思うが、旧三角保健センターで実施していた業務の質が担保されるのか。また、防災拠点センターの立地上、市民が行きづらいことによって健診等の業務に支障を来さないのか」との質疑に対し、執行部から「健診業務は本庁から職員を派遣し、万全の態勢で行っている。また、立地については、三角地区の高齢者層は自動車保有率が高いこともあり、現在健診会場についてのクレーム等は受けていないが、今後も市民のニーズを注視していきたい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件1件の合計4件は全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号から議案第51号までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第40号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第41号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第42号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第43号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第44号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第45号宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第46号宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第47号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第48号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第49号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第50号宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第51号和解の成立についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第51号は可決しました。

-----○-----

日程第13 議案第52号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第2号）

○議長（園田幸雄君） 日程第13、議案第52号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提出しますのは、予算案件として一般会計補正予算の1件で、内容は、新型コロナウイルス関連になります。

詳細につきましては、総務部長が説明いたします。よろしく御審議いただきます

ようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（園田幸雄君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第52号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第52号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について詳細を説明します。

別冊で配布しております令和3年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,407万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ337億9,191万円としています。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、総合支援資金の再貸付の終了または再貸付が不承認とされたなどの事情で更なる貸付けを利用できない生活困窮世帯が存在し、新たな就労や生活保護の受給に結び付いていない実態があるため、国の施策として新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金が支給されることとなり、その事業に必要な経費を補正するものです。

歳出の主な内容とその特定財源について御説明します。

7ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金2,100万円と、その他関連する事務経費を追加しております。財源につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で全て賄われます。

以上で、議案第52号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第52号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第52号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第52号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第52号は、原案のとおり

り決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第14 同意第3号 監査委員の選任について（永木 誠氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第14、同意第3号監査委員の選任について（永木誠氏）を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、永木誠君の退場を求めます。

(永木誠君 退場)

○議長（園田幸雄君） これから同意第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号監査委員の選任について（永木誠氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（園田幸雄君） 起立多数です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

審議が終わりましたので、永木誠君の入場を求めます。

(永木誠君 入場)

-----○-----

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）

日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第15、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（平中孝子氏）から日程第17、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（丸目通隆氏）までを一括議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（平中孝子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（園田幸雄君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は、適任と認め答申することに決定しました。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（横尾七生子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第2号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（園田幸雄君） 起立多数です。したがって、諮問第2号は、適任と認め答申することに決定しました。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（丸目通隆氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第3号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（園田幸雄君） 起立多数です。したがって、諮問第3号は、適任と認め答申することに決定しました。

-----○-----

日程第18 発議第1号 宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（園田幸雄君） 日程第18、発議第1号宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発議第1号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第19 発議第2号 宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書の提出について

○議長（園田幸雄君） 日程第19、発議第2号宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（長谷誠一君） 発議第2号の趣旨説明を申し上げます。

御承知のとおり、本路線は平成28年3月に全面開通いたしました。通称、宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路、約2.2キロであります。

国道3号と主要地方道小川嘉島線の連結道路として交通量も多く、広域高速道路網及び広域幹線道路網を連結する重要な幹線でありながら、宇城市道と氷川町道からなっておりますので、その管理体制は合理性に欠けることが懸念されております。

そのようなことから、本路線を同一路線として熊本県に管理していただき、広域交通ネットワークの特性を活かした利活用をすることで、利用者の安全で円滑な通行の確保が図られ、地域の発展に大きく貢献できるものと考えられます。よって、本市及び氷川町との連携の下に県道昇格を要請するため、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第2号の質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第2号の討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書の提出についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（園田幸雄君） 日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配布をしておりますとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第21 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（園田幸雄君） 日程第21、各常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配布をしておりますとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第2回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第40号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第45号	宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	原案可決
議案第46号	宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第50号	宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第51号	和解の成立について	可決

宇城市議第155号

令和3年6月14日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第40号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第43号	令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第44号	令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第48号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第49号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第40号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第41号	令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第42号	令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第47号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和3年第2回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名											審議結果	賛成	反対										
	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司				13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章
承認第8号 専決処分等の報告及び承認を求めることについて(専決第11号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
承認第9号 専決処分等の報告及び承認を求めることについて(専決第12号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
議案第40号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	原案可決	17	1
議案第41号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第42号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第43号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第44号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第45号 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第46号 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第47号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	1
議案第48号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第49号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第50号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第51号 和解の成立について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	可決	19	0
議案第52号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
発議第1号 宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
発議第2号 宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0

議長のため表決には加わりません。